

会 議 記 録

会議名称	平成 18 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 18 年 12 月 18 日 (月) 午後 4 時 03 分 ~ 午後 5 時 54 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 杉本、中村、目加田、山本、吉川 区側 政策経営部長、企画課長、財政課長、総務課長、経理課長、行政改革 担当副参事、行政管理担当課長、企画調整担当係長、契約担当係長
配布資料	資料 1 入札・契約制度の改革 資料 2 年度別入札・契約制度の変遷 (工事・委託) 資料 3 工事及び委託契約における落札率の推移 資料 4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧 (工事・委託) 資料 5 工事業種別競争入札登録事業者数、物品営業種目別競争入札 登録事業者数 資料 6 平成 17 年度・平成 18 年度指名停止業者一覧 資料 7 審議対象案件関係資料 資料 8 報告案件関係資料
会議次第	1 開会 2 議事 (1)平成 17 年度入札及び契約に関する外部評価について (2)報告事項 (3)今後のスケジュール等について 3 閉会

○山本会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成18年度の第3回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思います。

本日の議題は、主として入札監視に関します外部評価委員会としての議事ということになりますが、最初に私の方から一応資料の確認をあわせてやりましようかね。お手元に資料が1から8でございましょうか、あるかと思しますのでご確認をいただきたいと思います。

本日は、最初に契約担当課の方から、本日の審議にかかります議題の前に、杉並区におきます入札の制度の改革につきまして、簡単に経理課長の方からご説明を賜って、それから本日の議題に入りたいと、こういうふうに考えております。その後、事務局の方から、ややイレギュラーであるわけなんでございしますが、17年度そのものではないんでございしますが若干事前に報告をしたいという事項もございしますものですから、あわせてその報告事項につきましても、報告を受けたいと思います。

それでは、最初に経理課長の方から杉並区の入札契約制度の概要というものと、当委員会としての本日の我々のやるべき事項につきまして、確認のために説明をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○経理課長 では、経理課長の柿本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、会長の方から、この入札監視委員会という位置づけについての確認ということございしたので、こちらは杉並区外部評価委員会事務取扱要領の中に、定例審議の開催というのがございまして、定例審議といたしまして、原則として年に1回定例審議で契約案件について審議するということになっております。これは第4条になっております。第5条では、区が締結した予定価格130万円以上の工事発注案件及び50万円以上の委託案件とするということで、前回の委員会でのこの一覧をお出ししてあると思ひます。この中から、入札方法別に、これは7条にございしますが、件名、業種、入札参加者数、工期及び契約金額などを記載した資料をもとに、この委員会での審議をしていただくという位置づけでございします。

それからもう一つは、苦情処理審議ということもございしますが、苦情処理は17年度はございせんでしたので、きょうは17年度のお選ひいただいた契約につきまして10件の審議案件について審議していただくということございします。

○山本会長 今のご説明でよろしいでしょうか。ちょっと審議とももう若干というか、適正な契約雇用がなされたか否かについて審議をするということの理解でよろしいんでございましようかね。

○経理課長 はい、そうでございます。

○山本会長 そういうふうに理解しております。よろしゅうございましょうか。

では、続きましてお願いいたします。

○経理課長 はい。それでは、お手元の資料に沿いましてご説明をいたします。きょう用意いたしましたのは、まず資料1から8まででございます。1から6まででございますが、これは契約の制度の概要になっております。資料7は、きょうの審議案件の関係資料でございます。資料8は、後ほど報告させていただきます案件の資料でございます。

まず、資料1でございますが、新しい委員さんもいらっしゃいますが、これは毎回ご提出している資料でございまして、入札契約制度の改革の方針とこれまでの区の取り組みを示したもので、内容を新しく更新しております。ポイントと変更した点を簡単にご説明いたします。資料1をごらんいただきたいと思います。

1にございますように、杉並区は契約入札制度の基本的な方針といたしまして、入札・契約締結における透明性の確保、公正な競争の促進、それから適正な施工・履行の確保、不正行為の排除の方針のもとに入札契約事務を進めております。

次に、2の制度の改革概要の工事でございますが、1のように透明性を確保するためさまざまな改革を進めてまいりましたが、最近では次のページ、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの上の方に、平成18年4月の欄がございますが、4月から一者随意契約に、随意契約をした契約について具体的に明示をするということで公表をしております。16年4月からも公表をしておりましたが、わかりにくいのではという声にこたえて、具体的にわかりやすく明示することにいたしました。

それから、2の公正な競争でございますが、条件付一般競争入札の適用範囲の拡大ということで、17年4月の欄でございますが、これまでは指名競争入札にしておりました発注見込み額500万円以上の単価契約案件につきましても、この4月からは一般競争入札で行うことといたしました。

また次のページ、次の5番のところに、新たな入札・契約制度の改革という欄がございますが、これの次のページ、5ページを見ていただきたいと思います。17年10月から東京電子自治体共同運営の電子調達システムを導入いたしまして、電子入札を開始いたしました。対象は右の欄のとおりでございまして、本日ご審議いただきます入札案件の中にも電子入札案件がございます。

それから、次に委託契約に関する改革でございますが、1の透明性の確保の改革につき

ましては工事案件と同様、18年4月から一者随契の理由の具体的な明示を行っております。

それから6ページのところの4にございますように、これは履行の安定・サービス低下防止のために実施した改革というところに、自治法の改正を受けまして長期継続契約条例を制定いたしまして、リース契約や委託契約の一部について平成18年1月から債務負担行為とすることなく、複数年契約を締結することができるようにいたしました。

以上のような改革の効果といたしましては、基本方針にある透明性、競争性、公正性などが確保できるシステムは少しずつ改善されていると考えておりますが、落札率につきましては近年横ばいの状況が続いておりまして、改革の効果がなかなか落札率にあらわれないということも事実でございます。

横になりまして、ちょっと見にくいですが、7ページ、8ページは工事契約、委託契約について杉並区が実施している契約方法を表にしたものでございます。工事契約につきましては、500万円以上が一般競争入札、8ページの委託契約につきましては3,000万円以上が一般競争入札となっております。

それから、続きまして9ページ、10ページは、工事契約、委託契約の17年度の入札結果について、件数、割合、総額をまとめたものでございます。

資料1については、以上でございます。

資料2についてですが、こちらは工事契約、委託契約につきまして、入札方法、予定価格の公表、最低制限価格など、制度の変遷を年度別にまとめたものでございます。

資料3につきましては、落札率の推移をあらわしたものでございます。まず工事についてですが、恐れ入ります左上の空白のところは、これは指名競争入札でございます。申しわけございません。その右側を見ていただきますと、平成13年度から工事契約全体の落札率の推移がわかるようになっております。少しずつ落ちておりまして、また、ここ数年は横ばいという状況になってございます。

それから、16年度と17年度を比べてごらんいただきたいと思います。指名入札の欄でございますが、17年度は件数が減っておりまして、条件付競争入札の件数がふえております。この主な原因といたしましては、16年度までは単価契約については指名競争入札を行ってございましたが、17年度からは一般競争入札で行うようになったためでございます。

単価契約は全体として落札率が高いために、17年度の一般競争入札の落札率はわずかに上昇しておりまして、逆に指名競争入札の落札率は少し下がっております。

次に、委託契約でございますが、また、右側の欄をごらんいただきたいと思います。15

年度までは落札率は低下しておりましたが、16、17年度と少し上昇してきております。16年度と17年度を比べた場合、3,000万円以下の指名競争入札のところではやや落札率が上昇しております、3,000万円以上の一般競争入札では、件数は少ないですけれどもやや落札率が下がったという結果になっております。

資料4につきましては、工事契約、委託契約の入札参加業者数の状況でございます。それから、資料5は、ことし10月1日現在の登録事業者の業種別の一覧でございます。15ページ、16ページが工事関係の業者、17ページ、18ページは委託物品の登録事業者数でございます。

16ページの右下のところは工事の18業種の登録している事業者数で、区内事業者は689社、区外事業者は1万2,938社、合計1万3,627社が杉並区の入札に参加登録をしております。また、18ページは物品委託別の登録事業者数を示してございます。都内52自治体で共同運営をしております電子調達システムにより業者登録を行っておりますので、登録業種、登録業者数も以前よりも大幅に増加しております。

資料6は数ページにわたりまして、17、18年度の指名停止の状況でございますので参考としてごらんいただければと思います。

個別案件以外の資料は、以上でございます。

○山本会長 一たん切りますかね、ここで。それぞれについて、ちょっともしご質問なりおありかと思いますが、これについては直接我々について、この会社がいいとか悪いとかということではないんですが、さらにこういう考え方があるとか、そういうことは当然おっしゃっていただいても構わないわけでございますので。

では、吉川委員。

○吉川委員 質問を二つほど教えていただきたいんですが、一つは、7ページ及び8ページで条件付の一般競争入札と指名競争入札とのこの差が従来は、条件付とかという、従来とか、私がかつて公務員をやっていたころの入札制で、一般競争入札と指名競争入札というのがあって、それなりにどこで違うのかというのは私なりには理解しておったのですが、条件付が入ってきて、条件が付されてきますと、7ページ、8ページのその説明を見ても、指名と条件付の一般競争入札、どこが明確にこれが指名で、これがというふうに分けるその境目が非常に、私自身が判断がつかなくなった印象がありまして、今日概念的にどこが明確に、どこで違うかということ、例えば、変な話ですが、何社とかいうところが暗黙知のようになっているところが実はその境目になってやしないかという、その辺をちょ

っとお伺いしたいのが一つなんです。

それからもう一つは、電子入札制度がこの数年間、東京都及び区市町村でいろいろ研究されてきたというのはわかっているんですが、では、電子入札制度が導入されて、何が変わったのかというのが、ちょっといま僕は読めないんですが、実は電子的に入札制度をやったからといって必ずしも公開性が高まるわけではなくて、つまり入札制度を電子的にやるかどうかは何らかの条件になっているわけじゃなくて、実は電子的にやらなくても公開性を高めることができるのに、やっていなかった面が結構今まであったと思うんですね。電子的にやることになって、何が、特に公開性とか競争性という観点から見たときに、電子システムによって何が変わったのかという、その点をちょっと教えてほしい。その二つです。

○山本会長 では、お願いします。

○経理課長 1点目の指名競争入札と一般競争入札ですが、条件付というところちょっとわからないというふうにおっしゃいましたけれども、一般競争入札と指名競争入札というふうにご理解いただいて結構です。指名競争入札というのは、金額が例えば当時でいきますと、500万円までは指名競争入札、それ以上は、一般競争入札というふうになっていまして、指名というのは、区役所の方で参加資格のある業者から何社か選んでその業者に入札に参加してもらうということで、一般競争入札というのは、例えば格付というのがありまして、Aの格付であれば、Aをお持ちだったらどなたでもこの競争に参加していただけますよということで、参加するかしないかは業者の方から選択ができるということで、そういう大きな違いが。

○山本会長 いや、それは吉川委員には了承されているということで。あれでしょう、ここに書いてあるとおりですよ。要するに、区外業者が入れるかどうかですよ、一番の大きな違いは。

○吉川委員 その違いですか。

○経理課長 区内業者ですか。

○山本会長 区内業者が入れるかどうかでしょう。

○経理課長 区外業者ですか。

○山本会長 はい。

○経理課長 指名競争は、区内業者にて行っております。

○山本会長 でしょう。だから、要するに条件付一般競争と指名競争の一番の大きな違い

は、要するに区外の業者が入って競争性が高まるということでしょう、たしか。違ったかな。

○杉本委員 条件付というのはどういう意味かと、こういうことなんですよ。

○吉川委員 そういうことなんですね。条件付とは、そうすると何が条件かということじゃないですか。

○経理課長 条件というのは、入札した案件の品質を確保するためには、だれでも入札に参加していいというわけではないんですね。その規模、案件の規模によりまして、例えばこの格付の事業者に参加してもらいたいとか、実績がこれくらいある事業者だったら参加していいですよという条件をつけるわけです。それが条件です。ですから、フリーでどういふ事業者さんでも参加できますというわけには、さすがにいかないということです。

○吉川委員 いや、僕が言ったのは、指名というのはさっきちょっとおっしゃったけれど、これこれこういうことで区が指名するものですよというのは一種のトートロジーでして、指名するから指名入札だと言っているみたいなもので、指名ということを言うことの意味は、つまり条件をつけていくうちに、一般というところに条件をつけると、限りなく指名に近くなっていっちゃうわけですよ、その制度の実態は。

結局、指名というときの指名の意味は、ここに書いてあることがそうですね。条件は指名の方にも一般にも、条件がこう、つらつら書いてあって、こういう、ある程度質を落とすてはいけないとか、信頼性だとか、いろいろなことで条件はつけているのは同じなわけですよ、ここに書いてあるとおり。何が違うかといったら、今会長が言ったところは、明確に文章で違うんだけど、指名というのは、結局何で違うかといったら、何社というふうに区が暗黙知として。

○山本会長 いや、それは後ほど審議のときに、その数も違うんですよ。原則的には、だから、指名業者や、何か受益者とかが何とかと去年も議論がありましたが、条件付一般競争契約というのは、基本的には条件を出しや、何社でもいいわけでしょう。そこが違うわけですね。

○経理課長 そうです。ですから、指名というのはもうA社、B社、C社、D社というふうに指名するんです、こちらからも名前を挙げて。でも、一般競争入札というのはどなたでもその資格さえあれば参加できますよということですね。

○吉川委員 これとこれとは、名前で指名するときの指名を、勝手に恣意的にやらないために、幾つかの物差しを定めているわけでしょう。

○経理課長 それはそうですね。

○吉川委員 それがまさしく条件になるから、指名という行為は結果であって、結果に至るプロセスで条件をくっつけていけば何か限りなく両制度が似てきてしまうんじゃないかというのが僕の感想なんです。

○吉川委員 どうぞ、部長。

○政策経営部長 よく、最近官製談合で一般競争入札云々が出てまいりますけれど、厳密に言えば、あそこでメディアで報道されている一般競争入札というのは、条件付一般競争入札なんです。

○吉川委員 でしょうね。

○政策経営部長 その条件のつけ方がどうかという問題があります。これは改めて言うまでもなくて既にご承知のことだと思っております。指名というのは、一定の条件の中で、行政の方で契約の効率性から言って、10社なら10社ということをおろそかに指名というか、それを特定してそこで競争をします。ですから、条件付の場合には、どういう条件を設定するかということが一つあって、これは一般競争入札という中では、ほとんどがこの条件付一般競争入札で、条件のつけ方というのは、今課長が申し上げていたのは、例えば経営審査事項の何点以上だとか、もう一つの大きな問題とすると、地域条件といいますか、区外業者、区内業者の割合をどうするかと。ここら辺だと思っております、ポイントは。

ですから、確かに条件付ということ論理的というか、条件をもう細かく細かく細分化していけば、理論的にはそういう指名競争入札に近くなるといえはなるかもしれませんが、それはちょっと一つの机上のお話になってしまっていて、実際に我々がやっている一般競争入札、条件付一般競争入札というのは、一般競争入札の中で、大まかな一定の事項については、二つあるいは三つぐらいのラインを引いて、それをクリアしていれば、だれでもどなたでもということですから、実際にはそこで対象企業というのは、数十から百以上、3けたになっていくというふうなことだと思います。

○山本会長 今の話は、大体資料と同じことで、またご確認いただけるかと思っております。吉川委員は重々、ほぼ、大体、制度のことはもう十分承知の上でご質問されたんだと思いますが、もう一点、ちょっと私個人的に気になりましたのは、確かに制度改正で平成14～15年以降から17年までの改革のやつがストレートには比較できないというのはもうこのとおりなんです、やっぱりデータをうまく使えば、例えば同じような条件のもとにおいて、落札比率がどういうふうに変ったかということは、作業をやろうと思えばできるわけで

すから、やはり区民の方にわかりやすく説明するということでは、かえってこの辺はわかりにくいんですね。制度的に正しい分類なんですけど、今としてはこうなっておりますが、もし、同じような基準で比較すればどうなりましようかということもできますれば、来年度以降の課題かと思いますが、やっていただくと区民の方は、改革の意味合いがよく理解できるのではないかと思いますけれども。これは要望であります。

○経理課長 あと、吉川委員の電子入札の。

○山本会長 電子のやつですね。

○経理課長 電子入札の公開性ということが高まったという……。

○吉川委員 公開性と競争性ね。

○経理課長 競争性ですね。これまでも競争性、公開性ということには努めてまいりましたので、それについて電子入札にしたからそれが急に高まったということはないと思いますけれども、電子入札にすることによって、事業者が集る機会がなく、自分のところから入札を入れるということで、談合の機会が減るとか、それからもうすぐにその状況がわかるとか即時性ですとか、そういう面ではよくなったのではないかと思います。

それから、あとは、もう一つは、これ、52自治体が共同運営をしておりますので、経費の面でも安くできております。

以上です。

○山本会長 よろしいでしょうか。あとは。

○目加田委員 一つだけ確認なんですけれども、13ページの落札率のところ、先ほど16年度、17年度をととう特に数字だけ見ると余り落札率が落ちていないという話で、先ほど山本会長の方から、これは改革した結果としてそれがあつたがゆえに、こういう結果になっているということなんでしょうか。

○山本会長 いや、区分の仕方が改正後のやつになっているから、直接比較できないから、プロットが違っているわけですね。だから、それは区分の仕方を変えれば共通的にトレンドがとれるんですけれども、そういうふうな工夫をされたらいかがでしょうかというのが私の提案です。

○目加田委員 なるほど。条件付一般競争入札のこの表を拝見していたときに、やはり圧倒的に95%以上で、いろいろ、数字によってはもう90、限りなく100%に近いものとかが非常に多くて、やはり去年も申し上げた点なんですけれども、単純に入札に参加している業者数が多い場合にこういうことがあるのかなというのはちょっと単純な疑問としてあつ

たものですから、その辺だけちょっと確認したかったんです。

○山本会長 これはどうなんですかね。具体事例でやるのか、だから、逆に言うと、人数が多いのにどうして落札率が高くなっているかということですよ。それは、多分経理課の方でも把握してみないとわかりませんが、どうぞ、今のご質問はいかがですか。

○経理課長 私の方では、厳しい積算をしているものについては、皆さん高いぎりぎりの予定価格をすべて公表しておりますので、見積もり価格がもう本当にこれではなくては仕事を請け負えないというところに集まってしまったというふうにしかならないんですが、こちらとしては、本当にたくさん事業者に参加していただいて、競争をしてこれだけはあるというような事業者さんが出てくれば落札率は下がるんじゃないかと思っておりますけれども、なかなかその期待どおりにはいかないということでございます。

○目加田委員 いいですか。そうすると、最初から予定価格の設定が高過ぎるということはないのでしょうか。

○山本会長 その可能性と予定価格の事前公表が逆に一つのあれになっているという可能性もないことはないのですけれどね。そこら辺、いろいろ議論があります。

○政策経営部長 これは、なぜかというご質問は非常に、我々としても本当にもっと下がってほしいという気持ちでお答えするんですけれども、まず、杉並の場合のその積算というか、見積もり価格はかなり適正というか、しっかりやっているからという、そういうことは一面言えるんじゃないかと思っています。あと、山本会長のお話との関連で言いますと、これは工事ということで、ちょっと一くりにしちゃっていますけれども、建築関係と土木関係ですね、よく、建設、建設という、建設事業というふうに言われますけれども、建設事業のほとんどは土木が国の場合は多いんですけれども、その建築とそれから土木関係で、落札率というのはやはりかなり違っています。だから、そこら辺こうそこら辺については、確かにもう少し資料のつくり方というのは工夫する余地があるのかなと思っています。

建築関係については、かなり積算もしっかりやっている。土木関係でも、そういうしっかりやっているわけですが、建築関係の場合ゼネコンということで、いろいろいろんなそこに事業者が参加していると、それから土木の場合、比較的区の規模である等1社で、1社の中でできるというふうなことがあって、そういうような反映があるのかなというふうに思っています。ただ、これについては、我々としても適正な見積もりをやっているからといって、落札率がこれでいいというふうには思っておられませんね。やはり、下がるこ

との方が好ましいという理解の中で、どうこれから改善をしていくかというのは、また、委員の皆様のご意見もお聞きしたいというふうに思っております。

○山本会長 まあ、なかなかこれは難しいところですが、具体的な案件で今のもまた議論していただいた方がより具体的になるかと思っておりますので、では、資料7につきまして、事務局の方からまずご説明をいただいて、審議に移りたいと思っております。

どうぞ。

○中村委員 最後に少しだけ。6ページに、長期継続契約の実施と書かれておりますけれども、これについては、基準を定められているのかどうか。それと、契約についてということが書いてありますから、これは随意契約についても長期継続契約がなされるのかどうか、その点についてお尋ねしたいんですが。

○山本会長 よろしくお願ひします。

○経理課長 はい。長期継続契約につきましては、リース契約とそれから委託契約のうちの一部です。条件に合うものということが、長期契約にできるとなっております。それで、随意契約でも競争入札でもできますけれども、長期契約に最初にするときには、競争入札にしていくように務めております。または、随意契約の場合でもプロポーザル方式の契約ということで努めております。

○山本会長 どうぞ。

○中村委員 私、今回教育担当で資料を拝見しているんですけれども、たしか秋川荘の委託がプロポーザル方式でなされているというのを拝見したんですけれども、例えば宿泊人数が下がっていても、金額が変わっていないとか、そういうプロポーザルとって、質の方で重視しているという面はわかるんですけれども、ただ価格の面でどうかといったときに、これが長期に続くというのは、区民の方からの視点から見ますと少し疑問が残る点もあるかと思ひます。

○経理課長 長期継続契約の期間につきましては、長いのはやはりそういう問題も出てまいりますので、委託契約などは大体3年ぐらい、リース契約などは5年ぐらいとしております。

○山本会長 今の話はまた評価のときにでも、また継続してお願いしたいと思ひます。それでは、きょうの本題でございますが、資料7につきまして説明をお願いいたします。

○経理課長 それでは、10件、きょうはございますが、続けてご説明させていただきます。

最初の案件は、桃井第四小学校耐震補強その他工事でございます。これは条件付一般競

争入札で、4月8日に資料のように公告をいたしまして、5月18日に入札が行われました。入札の経過調書がつけてございますが、区内11社、区外9社の計20社の入札申し込みがございまして、区外につきましては、区内事業者の1割、最低2社という要項の規定がございまして、抽選で2社参加しておりまして、経過調書にございますように、計13社で入札が行われました。結果は、区内事業者が98.7%で落札をしております。

次の案件は、松庵小学校の屋上防水・緑化工事でございます。これは区内事業者が対象の条件付一般競争入札案件でございます。12月1日に入札が行われまして、経過調書をごらんいただきたいんですが、8社が参加しまして、落札率は96.5%でございました。経過調書の裏面には、工事の概要書がついてございます。

3番目の案件は、富士見丘中学校のキュービクル式受変電設備取替工事でございます。条件付競争入札でございまして、これは参加資格条件の2のところでございますように、港区と立川市との総合参入案件でございます。公告文にそれが示されてございます。入札は6月16日で、区内事業者が25社で港区の事業者4社の計29社で入札が行われました。経過調書の最後のところに記載がございますように、これは最も低い価格で入札したものの価格が規定の価格以下でございましたので、低入札価格に関する調査を6月23日に実施いたしました。そのときの事情聴取書と審査書を添付してございます。これにより、契約内容に適合した履行がなされたと認めたため、当該事業者を落札者といたしました。

4番目の案件につきましては、水防情報システム新設・改修工事でございます。昨年9月4日の集中豪雨の被害を踏まえまして対策を講じた案件でございまして、高額のために議会の議決が必要となる案件でございます。

それから、平成10年から実施している電子入札適用の案件でございます。入札参加申込者は、経過調書の方を見ていただきたいんですが、5社ございましたけれども、入札参加条件の、入札参加条件、前のところの7のところの都市河川の水位観測・警報システムの官公庁実績があることというものに該当しなかった業者が3件でございまして、5社のうち3件が申し込む資格がないということで、2社で入札をいたしました。11月10日に入札をいたしました。1社は予定価格を超えていたために無効となりまして、予定価格の範囲内で入札した業者に落札となりました。裏面には、契約案件が議会で議決された際の議決謄本をつけてございます。

5番目の案件ですが、これは指名競争入札による道路維持補修工事でございます。単価契約となっております。発注見込み額は2,700万円でございます。17年の4月からは発注

見込み額が500万円を超える案件は指名競争入札でなく競争入札でというふうに先ほどお話しいたしましたが、これは3月17日の入札でございますので、まだ、指名競争入札で行っております。10社を指名いたしまして、99.4%で落札をしております。裏面は、工事概要書と指名理由書でございます。

次は、委託契約でございます。最初の案件は、杉並保健所及び杉並保健医療センター等の建物総合管理業務請負契約でございます。条件付一般競争入札案件でございます。区の積算基準がございますので、これは予定価格を公表しております。また、公告の一番最後の留意事項の1にございますように、最低制限価格を適用しております。経過調書の方で区内20社、区外23社の申し込みがございまして、4社がこの最低制限価格を下回ったために失格となっております。落札者は、ですから5番目の札を入れた業者でございまして、70%となっております。

次の案件は、オープン系パソコンのリース契約でございます。平成17年9月から20年3月までのリース契約で、現在は先ほどもお話がありましたようにこのようなリース契約は長期継続契約としておりますけれども、このときにはまだ条例が施行される前で、単年度契約としておりました。条件付一般競争入札を行いまして、3社の申し込みがありまして、6月9日に開札をしまして、49.7%で落札をしております。

3番目の案件は、小学校13校の臨時常駐警戒業務委託契約でございまして、指名競争入札で行っております。これは2月4日に大阪・寝屋川市の小学校で起きた教職員等殺傷事件を機に取り組みされた、児童の安全確保のための総合対策の一環として、9月1日から3月31日まで警備員を常駐させるという契約でございます。44の小学校を3ブロックに分けて、契約案件としたものの一つでございます。指名した10社のうち3社が辞退をいたしまして、7社により入札が行われ、71.8%で落札をしております。

4番目の案件は、桃井原っぱ広場管理業務委託契約でございまして、指名競争入札の案件でございます。15社を指名いたしまして、100%で落札をしております。この100%を、先ほども少しお話が出ましたが、100%で落札をした業者は16年度にも請け負った業者でございまして、主管課では、この事業者から見積もりをとりまして、経理課でもその価格が適切だろうということで予定価格にいたしました。入札に当たりましては、下見積もりをとったその事業者も呼んでおりますし、この業者以外にも14社ほかに呼んでおりますが、この業者以上に低い価格で入札するものはなく、100%の落札率となったケースでございます。

最後の案件でございますが、これはごみ収集車廃車車両の売却でございます。清掃車は、5年程度で廃車といたします。不用品買取の鑑札を持つ中古車取り扱い業者8社による指名競争を行いまして、売却でございますので、最も高い金額を入れた業者が落札をいたしました。落札率は280%でございます。

10件の説明は、以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

ただいまから、個別といたしましょうか、10件の審議に入るわけですが、お手元に一応各委員の方からご希望が出たものと今回の10件との対応表が、これは皆さんも来ているのでしょうかね。私だけですかね。

○経理課長 お配りしております。

○山本会長 ということで、一応ご参照ください。それでは、どなたからでも、ご自由にご質問なりご意見をちょうだいしたいと思います。

先ほど吉川委員がお話しになったんですが、例の経営審査のあの点数との関係からいくと、私は承知していませんが、必ずしもその点数が経営審査の点数がいいから大体そういうところが落札しているという関係はあるんですか、ないんですかね。そこら辺も、若干、実は制度との関係で、そういう経営審査が機能するかどうかということとも関連して少し関心があるところなんです、そういうような分析はされたことはございますか。

入札参加のときにチェックされるだけなのか、あるいは実際の落札業者とほかの業者との関係で、やはり落札しているところは経営審査の点数も高いのかどうかとか、そういうことですけれど。

○経理課長 例えば、経営審査が非常に高く格付がAですとか、そういう事業者と、うんと下のDですとか、そういうところと同じ入札には。

○山本会長 それはあり得ないですね。

○経理課長 それはあり得ないですけど、そのときには差はもちろん出るんでしょうけれども、この範囲でそれを調査したことがないので、厳密にはお話しできませんけれど。

○山本会長 ちょっと、750とか書いていますね。そうすると、750でも以上ですから、どれぐらい幅があるのかわかりませんが、区内業者だと余り差がないということですか。

○経理課長 印象としては、その格付の範囲内であれば、いつも上位が落札をしているということはないんじゃないかと考えております。

○山本会長 そうですか。ありがとうございます。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 では、ちょっと私がどういう観点で選んだかも、ちょっと余り、物によってはっきりしていないところはあるんですが、ただ、僕自身もこういう仕事をやっていたときの経験的に言えば、10社を超えるとそれなりに競争性が高まって、落札率が落ちてくるんだという感想というかがあって、それでその物差しからすると、10社を超えて競争が行われていて、それは条件付であろうがなかろうがね、それで98%とかというのは何かおかしいというのがまずあるんですね。そういう観点で選ぶと、例えば一番最初の案件など、耐震補強工事で、一応13社で区外の方も入っておって、それで98%というのはやっぱりこれは何かおかしいなということがまず感想としてあって、しかも額としても1億を超える額だから、それなりにこの入札参加者はいろんな工夫して1億を超える仕事だったらとりたいたいと思うわけで、結構努力して競争性があるだろうと思ったのに、98というのは何ともちょっと感覚的におかしいというのがあるんですが、そう聞いたって、それはもうただの感想だから、どうでしょうかね、課長さんの感想として。13社がやって98%じゃ、やっぱり落札率が高過ぎるという感じですよ。

○経理課長 私もそう思いますけれども、13社といたしまして、区外業者の2社は、本当は9社申し込みがありまして、その中から抽選で無作為に選んだ2社ですので、そこがまぎっていてもこういう結果というのはちょっと残念なんですけれども、この耐震補強工事というのは時期が限られておりまして、学校がお休みのときに集中しておりまして、これは例えば葛飾区の、ことしの10月4日の新聞に載った記事ですけれども、事業者がなかなか、次々辞退して入札1社だけなどという、そういうような工事ですので、そういうことも影響しているのではないかと思います。ちょっと答えになっていないかもしれませんが。

○吉川委員 辞退がなかったわけですよ、そういう意味では。

○経理課長 そうですね。なかったですね。

○吉川委員 それで、みんなそれなりの適正な、彼らからすれば適切な価格で札を入れているわけでしょう。よくそろったものですねというのが感想ですね。

○山本会長 どうぞ。

○目加田委員 今のご意見と全く同じ疑問を持ったのが、実は今回の審議対象にはなっていないんですが、117番の富士見丘小学校の、最初、私、これを提案させていただいたんですが。といいますのは、その資料を拝見していましたときに、この117番の富士見丘小学校の給食室改修が業者数が34件、これ、私がチェックしたところでは最多業者数だった

んですが、34件が入札して96.9%というのはとても高いんじゃないかなという印象をやはり持ったものですから、これも理由としては同じようなことなんでしょうか。

○経理課長 担当といたしましては、それぞれの業者が適切に見積もって、もう少し落としてくれればと思いますけれども、予定価格ぎりぎりに入れてきたという結果になっております。

○山本会長 どうぞ。

○杉本委員 ちょっと、理解というか、先ほどの229番、桃井原っぱの管理業務委託ですか、これ100%でわずか1円しか変わらないんですけれども、先ほどのお話ですとこの業者が事前の見積もりを出したということで、その数字を出してきたということですが、しかもここが一番低いということだと、どうも何か最初からその見積もりが予定価格になっているのかなという気がするので、その辺の、どこか、第三者の声とかそういうのは一切聞かずに、1社の見積もりをそのまま予定価格というふう採用するものなんでしょうか。

○山本会長 どうぞ説明をお願いいたします。

○経理課長 参考にはいたしました。主管課がとる見積もりを参考にいたしまして、経理課がそれを調整をいたしまして、見積もり額、予定価格を決めるわけでございます。たまたまこれは同じ額で。

○杉本委員 何か、1円の違いというのはすごいなと、信じられない数字。普通はここまでぴったりするというのは、余りないような気がするんですよね。落札率ということもさることながら、しかもここが一番最低価格を出してきたということで、普通は利益とかそういうのも考えてやるんでしょうけども、ちょっと理解が、何でこういうことが起こるのかなというのが普通あれですね。

○経理課長 主管課の見積もりは参考にいたしまして、経理課はいつもそのままをとるということではなく、経理課がその見積もりを妥当なものと判断して、予定価格にするわけですね。今回のケースは、それがたまたま予定価格にしたということでございます。ですから、その業者にしてみれば、その額で入れたということでございます。

○山本会長 この場合はまだ指名競争だから、業者間でどこが指名されたかというのは、これはわかるわけですね。ですから、それは別に談合をやっているということではなくて、協議の可能性としては高まるということはあると思いますけど、吉川委員等のご質問あるいは目加田委員のご質問というのは、電子入札等の場合でどういう業者が入っているかというのはお互いにわからないわけですね。そういうのにもかかわらず、かな

りの高い予定価格に近い格好になるのはいかがなものかということで、これは私が思うには、多分、事前公表があったりなんかという気が個人的にはするんですけどね、先ほどの議論も。

それはさておいて、それと入札回数は1回ということは、これほどどこかで決まっているんですか。何か、もともと書いていますよね。

○経理課長 はい。予定価格を公表しているものは入札1回ということです。公表していないものは3回です。

○山本会長 公表しているから、別にもう、それで。

○経理課長 それから、先ほどの指名競争入札でございますけれども、業者はどこどこを指名したかということは、業者間ではわからないことに。

○山本会長 わからないのですか。

どうぞ。

○政策経営部長 すみません。ちょっとまだ、これは確定というか今検討しているところなんです、事前公表の問題を今会長はおっしゃいましたけど、これについては現在検討しています。我々としても、いろいろ手を打ってきている。95%前後になると。そうすると、新聞報道では95%なんていうのは談合度が高いとかというふうに言われてしまうんですね。そうすると、我々としても、非常に、率直に言って、じくじたるものがありまして、ここまで一般競争入札の枠を、範囲を拡大してきたというのは、23区の中で杉並がトップなんですけれども、それでもそういうふうな落札率、それは本当にメディアが報じているようなものなのかどうかというのは、ちょっとそれは留保しますけれども、いずれにしても、そこは何らかの改善をしたいというときに、入札、工事の予定額の事前公表ですね、これが果たしていかなる影響を及ぼすのかということは、実はちょっと内部でいろいろ検討しているのは、今年度の初めから検討していて、少しこら辺でいろいろご意見を聞きながら、意見、考え方としてまとめて何らかの対応をとるべき時期に来ているのかなというような判断を持っているところです。ちょっと具体的にということ、今ここで申し上げなくて恐縮なんです、やはりそういうことについても、ちょっと試行錯誤する時期かなということは感じております。

○山本会長 ありがとうございます。その制度の話は、また別にいたしまして、具体的なこの案件で……。

どうぞ。

○中村委員 桃井原っぱ広場のお話が出たので、ちょっとご質問したいんですけども、この予定価格というもの、これは公表されているんですか。

○経理課長 桃井原っぱ広場の予定価格は公表されておられません。

○中村委員 それでは、予定価格が公表されていないものについて入札業者が見積もりをして自分で札を入れるという、その手続について非常に問題があると考えます。

○山本会長 ちょっともう少し理由をおっしゃってください。

○中村委員 はい。やはり予定価格が公表されるのであれば、入札業者が見積もりを出してそれを公表するわけですから、他の業者についても判断基準というものが出て公平性は保たれると思いますけれども、予定価格が公表されないものをここの日本環境衛生が見積もったわけですよ。そうすると、非常にお手盛りな感じがするんですが。

○山本会長 それについては、だから、区としては審査はされたということになるわけですよ。

○経理課長 そうです。

○山本会長 ただ、それが、どうしても粗めになる可能性があるじゃないかと。例えば、普通見積もりだと3社から見積もりをとるとか、よく、昔そういう話がありましたよね。ですから、去年もとっているからまたそこで見積もりをとって、それを若干査定してお決めになったということが果たしていいのかどうかというご質問なんですよね。

○中村委員 あと、前年度もこの会社が担当したと、そういうことであれば、ほとんど実質的には随意契約みたいな感じにならないかどうかと、この点が疑問に思います。それと、この日本環境衛生は、非常に落札率がほかの案件を見ても高いんです。100%近いものが幾つかあります。そうすると、本当にほとんど随意契約ではないかと。

○山本会長 ほかの案件も、日本環境衛生の場合は高いんですか。

どうぞ。

○経理課長 すみません。私の早とちりでございまして、今担当の方からありまして、この1社で見積もりをとったということをお話しいたしましたけれども、3社から見積もりがとってございました。

○山本会長 どこととってございますか。具体的におっしゃってください。この参加業者の中でございますか、あるいは別のところでございますか。

○経理課長 具体的な名前は、協和産業、それから今の日本環境衛生、日誠ビル管理。

○山本会長 そうすると、これはどうしてこの3社をお選びになったんでしょうかね。ま

ず、そこから多分ご質問は、どうせ私がしなくてもあると思いますが。それぞれこの3社をどういう理由からおとりになったんでしょうか。

○政策経営部長 よろしいですか、会長。これは、先ほどちょっと課長が申し上げたのを再度ご整理するような形ですけど、1社の見積もりをとって、それをそのまま使ってやるということはございません。ちょっと課長のところで誤解を与えるようなことになって申しわけなかったんですけども、それで3社かどうかという点なんですけれども、具体的になぜというのは、これは一般的に、1社だけではなくて複数社とれるようにしています。

○山本会長 いや、3社というのはわかっておるんですけどね。その3社がどういう基準で、これを選ばれたかということですよ。そういうことは当然、ご指摘の数だと思います。

○政策経営部長 それは、今までの実績なり比較的多くのところを委託しているところを選ぶということでやっております。必ずしも明文化されて、こういう場合はこういうふうにするというふうにしておりませんが、やっぱり今までの経験則ですとか、その実績だとか、あと委託実績の良好なといいますか、そういうところから複数、3社あるいは場合によってはもう少し多く見積もりをとるときがありますけれども、事前公表をするかしないか、工事の場合には、これはスタッフ部分もありますから、積算というのは比較的今までの積み上げでできるんですが、この委託のところの積算というのが、今それを拡大しようとしております。例えば、清掃ですとか、建物の補修管理、委託、これについては、営繕課を中心に積算の単価を出して、そこでみずから積算もしておりますので、それについては事前公表ということで、委託でもやっております。なかなかそうじゃなくて、すべてにわたって委託の設計単価というのが、区として本当に独自に積算するというところまでまだ行っておりませんので、それについては複数社からの見積もりを徴しまして、その後調整した上で、それを予定価格とすると、こういうようなことを行っているところでございます。

○山本会長 そうすると、もう一度確認ですけども、日本環境衛生が見積もり合わせのときに一番低い金額で、ほぼこれと同じぐらいの金額だったということですね。

○経理課長 そうでございます。

○山本会長 それは間違いございませんですね。ほかの、例えば日誠ビルとか協和産業の見積書はもらったけれども、入札の札の額がたまたま大きくなったということではないわけでございますね。

○経理課長 はい。

○山本会長 どうぞ。

○杉本委員 いいですか。今のでちょっとあれですけど、そうすると、日誠ビルとか協和産業も大体見積りの数字を出してきているということでもよろしいですか、理解では。

○山本会長 どうぞ。

○経理課長 この場合はちょっと確かめておりませんが、必ずしもそうとは言えない。ぜひとりたいたいようなときには、見積り額より低く入札のをしてきているので。

○山本会長 いや、おっしゃっているのは、見積りの内訳書がついて見積書が出ていますかという意味だと思います。一応こういう理由で積算の内訳書がついているわけですね。

○経理課長 積算の見積りでございますか。

○山本会長 ええ。金額だけではなくて、見積書をとるわけですから、例えば労賃が幾らであるとか、そういう内訳がつけて当然3社からおとりになっているんだと思いますが。

○経理課長 見積りのときには、それはとっておりますけれども。

○山本会長 ですよ。

○経理課長 入札のときには、そこまでは。

○山本会長 いえいえ、それは当然そうですね。どうぞ。

○中村委員 やはり予定価格の見積りに対しては、この問題はちょっとお考えいただきたいんですけども、指名業者からとるのが妥当かどうか、その点は問題があると思います。

○杉本委員 そうですね。私も予定価格、自分たちがこう入札するということがわかっているならば、その見積り価格を操作するということができるんじゃないかと思うんですよ。その見積り価格と入札価格との関連性というか、やっぱり自分たちの方が有利なような見積り価格を恐らく出してくるでしょうし、それは大体わかっているわけ、どのぐらいの価格で入札すればいいかというのもわかっているわけですから、ほかの会社に比べても、ちょっと何となく、どうですかね、この見積りを出させる会社を意図的に選ぼうと思えば、幾らでも選べるという気がしますけれどもね。毎年これは変えているんですか、見積りするところで。例えば、こういう同じようなあれでは。

○経理課長 変えています。

○杉本委員 見積りを出している会社として。見積り業者。

○山本会長 見積りの業者を変えているかどうか。常にこの3社のところを回していたら、多分それは同じぐらいの価格で張りつくべきじゃないかというご質問だと思いますけ

れど。

○杉本委員 そうですね。

○経理課長 すみません。ちょっと今のストレートな答えにはならないかもしれないんですけども、そういうご意見もおありかと思うんですけども、これまでは見積もりもなかなか大きな仕事になりますと、見積もりをとるだけでも、積算するだけでも大変なんですね。それで、見積もりをつくってもらったところ、数社、1社ということは余りないんですけども、数社は中に参加してもらおうということになっておりますので、それについて、こちらでももう一度検討してみたいと思います。それが適切かどうか。

○山本会長 ですから、今のは難しいところなんですね、入札の際に議論になるのは。だから、確かにとれない業者にとっては、もう出血サービスで手数料だけかかると。だから、その辺の外注することによるコストと、ぐっと値段が下がるコストとどっちが大きいかという議論になるわけですよ。ですから、それはやっぱり発注の規模とか、いろいろ総合的に考えなきゃいけないので、この外すという選択が最初からないというわけではないと思うんですね。ただ、これぐらいの金額だと確かに見積もりだけ何かされて、指名を外されて入札にも入れないのなら、もう協力しないという、業者サイドの気持ちもわからないわけではないんですが、やっぱり契約の規模とかによっては、ご意見があったように、あるいは別の方からもあったように、この見積もり業者、見積書を徴した業者は意識的に外して、それで競争させるという方が合理的ではある気はしますけれどね。一定の条件を満たさないといけませんけど。

部長。

○政策経営部長 そういうご意見はご意見で、それなりにご理解はできるんですけども、現実の問題で非常に委託の場合も多い、件数も多い、と。そういう中で、それが実際にできるかどうかというのは、やはりもう少し我々としても検討させていただかなければ、何とも……。

○山本会長 わかります。ただ、それは細かくし過ぎているからだという議論が、また同時に、そうするとあるんですね。そうすると、地元業者はどれぐらい保護するのかという政策的な議論ともまた絡んできて、最終的には区の政策当局のお考えということになるんだと思うんですけども。

○政策経営部長 それで、要は、見積もりを徴したところを指名から外すという点なんですね。やっぱり、実際に本当にそれが現実的かどうかというのが。

○山本会長 ありますね。

○政策経営部長 ええ。ですから、大体見積もりをもらうというところは、余り我々としても、ちょっと業績がどうかとかそういうところは、そこにはお願いするということができませんので、やっぱりそれなりの実績があって信頼性があるだろうというところから見積もりを徴するしかないんですね。

先ほど申し上げたように、区がすべてそういうノウハウを持って、すべての委託にわたって適正な見積もりができればよろしいんですけど、やはりその辺の見積もり調書をとった上で、それでそれを参考にして経理課の方で判断していかざるを得ないという面がありまして、そのバランスをどういうふうにとるかということが非常に頭の痛いところです。

○山本会長 そうですね。

どうぞ。

○吉川委員 先ほど僕、今、見積もり、予定価格をつくるということの役所側のジレンマみたいなものがあるのはよくわかるんですが、例えばさっき部長がおっしゃったように、委託は比較的積算を自前でやりやすいけど請け負いはやりにくいというのは、それは一般的な傾向としてあると思うんですが。ただ、工事のときも、大体ベースになっているのは、経済調査会か何かの積算資料ですよ。

○政策経営部長 それと、あと東京都の単価ですとか。

○吉川委員 ああ。だから、実はその本もみんな持っているわけですよ、ある意味では、業者さんも。ですから、実はいや——これはもううわさの話なんだけれども、行政側が見積もり価格をやっている計算とほぼ同じことは、業者さんもできるんじゃないかという。その工事の方においてすらね。という話があるんですが。ですから、予定価格を事前に公表しようがしまいが、ほぼ同じ計算は建設事業者の方もできているというような感じ、そういう話もあるんですが、どうですか、実際にやっておられて。

だから、結論的に言うならば、予定価格をつくることに労力やらコストをかけるよりは、そこは、しよせん、もう、何というんですかね、余りお互いがだまし合いみたいなところがあるから、やはり僕が大事なのは、予定価格に労力や手間をかけるよりは、競争参加者をふやして、それで、いろんな人が入ってきて、そこで努力をより効率性あるいはその努力をやる場所に落ちるように、そちらに行政側としては労力をかけた方が結果オーライじゃないかと。つまり、入り口で幾ら勝負をしたって、それはもうだまし合いみたいなことになるという感想を持っておるんですが、いかがでしょうか。

○山本会長 ただ、予定価格は立てないといけない。

○政策経営部長 ええ。立てなくちゃいけないんですが、そこをいろいろ厳密さだ何なの言ったところで、それを……。

○山本会長 だから、単価方式とか、別に分けているわけですよ。

○政策経営部長 ちょっとよろしいですか。それで、委託、要は工事、建築云々の場合はそれなりにやりとりができるんですね。実際どうかというのはちょっと置いておきますけれども、区としてもその積算をしますので、それをすべて丸投げでどこかから勝手にやってきて、それをそのまま使っているということはございません。もう建設部門、営繕部門ではそれはしっかりとやって、予定価格を立てていきます。

それで、要は、委託の場合、一口に委託と言ってもすごくたくさん種類があって、そこをどこまで網羅し切れるかという点なんですね、一番の問題は。吉川委員がおっしゃっているように、間口をもっとふやせばいいんじゃないかというのは、それはおっしゃることはよくわかりますし、例えば、委託の中で代表的な清掃委託だとか、それから建物保守管理委託も、これはもう十年一昔と申しますけど、そこと比べれば、物すごく数はふやしています。同じ指名でも、一般競争入札に近いぐらいふやして、やっているわけなんですね。

そこで、一つ今先ご審議されたのが、場合によっては、どうしても予定価格を立てるときにそういう指名業者の中から見積もりをとっているものもあるんじゃないかという点だと思うんですね。それをどうするかということで、そこは現実性ある解決策を見つけなくちゃいけないなというふうなところで、今はその段階にとどまってお答えしているという状況です。

○山本会長 はい。制度論を、ちょっとこの委員会としては直接意見を申し上げることはストレートにはできないので、今回のこの具体的な10件の選定された案件につきましてもう少しご議論をできますれば個別にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。それぞれ委員の方で。

○吉川委員 では、僕がもう一つ選んだところで、どういう観点からというのは今のご質問と趣旨としては同じなんですが、保健所及び保健センターの管理運営委託で、私がこれをぜひ議論していただきたいと思ったのは、二つ……。

○山本会長 3番ですか。3-3ですね。

○吉川委員 3-3ですかね、委託の方ですね。それは、工事に比べれば、委託の方がみんなそれぞれ業者さんは、さまざまなそんな定型化されたフォーマットがないから、かなり

自分の会社の努力の結果で積算をなされるに違いないということが一つの判断と、もう一つはとにかくそれで大勢が入ってきてれば、かなり落ちるはずだということで選んで、その中身を見てみたいと思ったのが、この清掃管理業務なんです。さっきパーセンテージで言うと70%ぐらいだったということだから、これはまあまあ妥当な競争結果だろうと思うので、こういう傾向がどうなんでしょうかね。その委託関係で20とかが出てくれば、大体このくらいになるというふうに僕には印象があるんですがね。これが、だから典型的な。

○山本会長 いや、吉川委員、今のはむしろそうではなくて、下回って失格になっているような。

○吉川委員 あ、これ、失格になって。

○山本会長 それが結構あって、具体的には一番安いところがとっているのではないんですか。

○吉川委員 そうか、そういう問題か、これは。

○山本会長 逆の問題がある。

○吉川委員 逆の問題が出てきたということ。そういうことが出てきたんですね。

○経理課長 この案件は、予定価格を事前公表しております。これは区の積算の基準がありまして、それによって積算を区で把握しておりますので、予定価格を公表しております。

○吉川委員 これ、問題があるんですかね。いや、僕はこのくらいでいいところだと思っちゃうんですが。下回ったところが数社あったって、そもそもこれだけ大勢が応募しているんだから、失格が出てきても別におかしくはないと僕は思うんですが。

○山本会長 ちょっとここの経緯を説明していただけますか、失格の。

○経理課長 そうですね。公告を見ていただきますと、この一番最後の留意事項というところに最低制限価格を適用して、最低制限価格を下回った場合は失格とするとしております。品質の確保を図る意味からも、余り低い価格で落札されますと、品質の確保ができないということがございますので、今後この適用をしたところが、4社ほどその金額より下回って、下から5番目のところが落札したと、そういうことであります。

○山本会長 ここの最低制限価格は幾らだったんですか。

○経理課長 最低制限価格は公表はしておりませんが、落札した事業者は70%ということなんです。

○山本会長 これは、ほかのに比べて、確かに吉川委員がおっしゃるように、それほど下回っているのが、確かに7割を超えているということではあるんですが、その基準はその

契約案件ごとに、区としては設定される率が違っているわけですか。違うんでしょうね。最低制限。比率化されているわけではないでしょうけれど。

○経理課長 はい。予定価格の3分の2から。

○山本会長 範囲ですよ、たしか。一定の範囲で定めるわけですね。

○経理課長 はい。3分の2から80%の範囲内で案件ごとに決めております。

○目加田委員 すみません。ちょっと確認なんですけれども、これは最低制限価格というのは公表はしていない。予定の価格というのも公表していないんですか。

○経理課長 予定価格は公表してございます。

○目加田委員 予定価格とそれから最低制限価格との差というのはどの程度あるんですか。

○山本会長 だから、今のが3分の2から。

○目加田委員 3分の2。ということは、最初からそれをわかっているわけですよ、業者さんは。

○経理課長 3分の2から80%の間のどれが最低制限価格かというのを。

○山本会長 だから、3分の2をとっているというふうに、もし安全対策で定めればそういう形になるし、逆にもうちょっと標準的な、七十何%だと思った人だとあり得るということになるんでしょうね、多分。だから、それもいかどうかという議論は制度論としてあるわけですよ。だから、予定価格を公表したら、最低制限価格も公表しても同じじゃないかという意見もあるんですけど、そこら辺はここでは特別この制度論は言えないところなんです、個人的には何かそういう疑問もありますけれども。いろいろこれは区の条例ではそういうふうになっていることですから、我々としては適正な契約が履行、契約行為がされたかどうか、入札がされたかどうかということなんです。

これはでも、ほかのやつで、今回のかかっているやつで、最低制限を定めておられるのは、ほかにもありましたですか、今回の10件の中には。清掃だけは、クオリティーの問題があるというのは、でも、清掃の仕様書の書き方だと思うんですけどもね、逆に言えば。こういうきれいな度合いとか、そういうのがなかなか定義しづらいから、結果的にこういうふうになったのかもわかりませんが。

○経理課長 積算基準のこの表、きょう持ってきた。こういう積算のこういうような本がありまして、人件費などが主になっているものにつきましては、余り低い価格で落札されますと、その品質が保証をされなくなるというおそれがございますので、こういう積算根拠がはっきりしているものについては予定価格を公表いたします。そして、人件費の比率

が多いものについては最低制限価格を設けて品質の確保を図っていると、そういうところ
でございます。

○山本会長 今のは、人件費の比率が高いとか低いとか、どれぐらいなんですかね。5割
とか6割とかそういうことですかね。何か内規があるわけでございますか。

○経理課長 大体、通常62%ぐらいではないかと考えられております。

○杉本委員 この管理業務表ですね、これは要するに見積もりとかそういうのは一切要ら
ないですか、これは。さっきの話で見積もりは、入札するときには。

○経理課長 入札するときには、金額で。

○杉本委員 金額。

○山本会長 予定価格がどうやって積算されたんですかというご質問です。

○杉本委員 そういうことですね。

○山本会長 予定価格はどうやって積算されたんですか、さっきと同じようにまた見積書
をおとりになったんでしょうかということなんです。

○経理課長 見積書をとったのではなく、今お見せした本に単価が載っておりまして、そ
れを積み上げてこの価格にしていっていったものでございます。

○政策経営部長 すみません。では、ちょっと補足で。

先ほど言った委託の中で、区は積算を拡大しているわけですけど、できるようにしたが
まだそこまで至っていないということをお話し申し上げたんですけど、これについては、
こういう建物の管理、それから清掃だとか保守だとかメンテだとか、ここら辺については
単価をつくりまして、それに基づいて積算をやっていますので、これは区が作り上げた
予定価格ということになります。

○山本会長 清掃業務なんていうと、市場価格があるような気もしないでもないんですけ
れどね。きれい度合いがどうかによっては、あるいはワックスを何回塗るとか、いろいろ
やり方があるのかもしれませんが、いずれにしてもこれは最低制限額を幾らにしたかとい
うのはマル秘だということなんです、それをそれ以下のやつだったので失格にして。結
局これはどこが落札されたんですか、業者としては。

○経理課長 裏の一番上のところですよ。アイビーメンテナンスというところが落札いたし
ました。

○山本会長 アイビーメンテナンス。そうすると、5番目と4番目の差は微妙なものです
ね。これで、これはなかなかスリルのある金額が、話では。だから、4番目と5番目の値段の

差の間に最低制限価格が設定されたと、こういうことでございますね。そうですか。

それで、さっきの話から言うと、協和産業さんというのは、ここにも入っておられるわけですよね。日誠ビルは入っている。日本環境衛生も入ってるんだ。日本環境衛生は失格になったんですね。なるほど。本当は制限価格が設定してありますというのは、入札業者には指示してあるわけですよね。

○経理課長 はい、あります。公告というのがございまして。

○山本会長 留意事項の1に書いてあるということですね。

○経理課長 はい、留意事項のところに。

○山本会長 しかし、微妙なところですね。確かにこれも、オーダー的に言うと、なかなか何とも言えないんですが、一応条例に従って適正にはされたということになりますけれども。

どうぞ、ほかの委員の方で。どうぞ。

○中村委員 富士見丘中学校のキュービクル式受変電施設についてなんですけれども、まずこれは再三先ほどから機能されていますように、予定価格の妥当性という問題が一つと、落札した会社だけではなく、入札に参加した会社自体がかなり低価格のものを入れてきているということで、予定価格の妥当性ということが一つと、二つ目は低入札価格の手続についてお尋ねしたいんですけれども、低入札価格のその前に、契約保証金というものが契約金額の10%が必要と書いてあるんですけれども、例えばこのように非常に低額の会社が低額で入札した場合、次点との差額という意味で多分契約保証金というものは取っていると思うんですけれども、次点との差が余りにも開き過ぎて、契約金額の10%以上開いちゃった場合がもしあるとした場合には、それはどのように対処していかれるのか。

○山本会長 では、後半の、その差で決まっているとは思いませんが、どうぞ、担当の方からお願いします。

○経理課長 はい。こちらのキュービクルの、最初は契約金額、積算のお話がありましたか。

○山本会長 契約保証金の方からでも。

○経理課長 保証金の方から。契約保証金につきましては落札した事業者の落札金額が、それに消費税を掛けたものが契約金額になります。その金額の10%が契約保証金になります。

○中村委員 それはわかるんですが、この事案については問題がないと思うんですけれど

も、例えば次点の1件目は、もしここが倒産しちゃったとか言ってできなくなった場合に次点の会社が引き受けることになると思うんですが、その際に1点目の会社と次点目の会社のその契約金額のが異常に離れている場合、その契約保証金で填補が、差額が填補しきれない場合ということがあるかと思うんですが。

○経理課長 契約保証金というのは、もう契約をした事業者と区との問題で、その契約に何か問題があったときに、契約を解除しなくてはならないということがあったときのその保証の意味の金額でございますので、次点とのかかわりというのではなく、その落札した事業者と区との問題ということになります。

○山本会長 今ご心配なのは、だから、最初の低入札ではないんですが、低い価格で落札した業者がもし途中で倒産等をしてしまえば、そのときには、じゃあ、どういうふうな価格で次の値段が折り合うのかということだと思いますけどね。もし、それが今の契約価格がそのままとすれば、とてもやっていけないだろうというご質問ですよ。

○中村委員 契約保証金のこの性質というのがちょっとよくわからなかったものですから、例えば次点、もし1件目がだめになったときに、次点になった場合、その1件目と2件目のその差額を填補するものなのかというふうな疑問がまずあったんですけれども。

○山本会長 それではないんですかね。

○中村委員 それではないということですか。

○政策経営部長 よろしいですか。ちょっと原則だけ言ってしまえば、違約金みたいなものですよね、契約保証金というのは。そして、一度入札が落ちましたよというそこでどんと決めてしまえば、あとは原則的には、もしその業者が途中でだめだとか、あと契約の直前でできませんと言ったら、もう一度やり直しと。入札をですね。ただ、例外規定もございますけど、原則と言えはそういう考え方になるのかなということ、次点との関係はこの問題は出てまいりません。

○山本会長 よろしいですか。

○中村委員 ありがとうございます。

あと、続きまして、この低入札価格の事情聴取のを拝見したんですけれども、過去3年の経営状況は黒字決算であり、経営事項審査の収益性点数では高い数値を得ていると記載があるんですが、まず、経営事項審査というのは私よくわかりませんので、この審査はほかの中央のどこかの団体がすると思うんですけれども、その際には、ちゃんとした証拠資料とか、そういうものを提出して審査されているのか、これはお役所の分野ではないので

あれなんですけれども、まずちょっとお尋ねしたいんですが。

○山本会長 はい。それでは、経営事項審査のやり方と、実際おとりになっているデータのベースのご質問だと思います。

○経理課長 そうですね。経営事項審査につきましては、公共工事の受注をしようと思う事業者は、必ずこの経営事項審査というのを受けなくてはなりません。そこで、経営審査事項の内容なんですけど、今、ちょっと手元に詳しい資料がないんですけれど、経営規模ですとか、従業員ですとか実績ですとか、そういういろいろな会社の、ここにございまして。

○山本会長 多分一番ご質問をされたいのは、この決算の状況について監査が入っているかどうかということであると思いますけれどもね。

○経理課長 それは大丈夫です。経営審査を。

○山本会長 だれが監査をしているかと、その財務諸表が黒字であるか赤字だというのは。

○経理課長 都知事が認定しております。

○山本会長 いやいや、これはかなり危ないところはあるんですけれど、実態的には。たしか、公認会計士の監査証明ではなかったと思いますけどね、私のかすかな記憶では。別の人が何か審査をやることになっていますんですか。

○経理課長 直接、東京都がやるわけではないんですけれども、東京都から委託された事業者がやりますが。

○山本会長 ですよ。だから、公認会計士の監査とは違いますよね。公認会計士の監査とは、たしか、次元が違う話だったと記憶していますが。

○政策経営部長 国の制度で、経営事項審査があって、それを都道府県に委任して、そういう意味では、都知事が委任を受けて、そこはまた、実際に書類をチェックするのは、委託というのはあると思うんですけれども、言ってみれば国制度のもとでできた制度と経営事項審査制度はですね。そういう内容です。ですから、我々ちょっとそれはさまざまなチェックがかかっているというふうに認識するようになりました。

○山本会長 いや、区としては、それをご利用する以外ないとは承知していますけれど、今のご質問はそれ以外のことも含んであったのではないかと。

○中村委員 では、区としては、それを全面的に信頼して特別に区独自で、例えば決算書を出したりとか、法人税の申告書を見たりとかそういうことはなさらないんですか。

○経理課長 経営事項審査を全面的に信頼してやっております。

○山本会長 今の議論はなかなか難しい問題があって、幾つかのバージョンがあるという

説もあるんですけども、経営事項審査用のものとか、税法対策上のやつだとか、いろいろあると、そういううわさも聞きますが、今のところはこれは全自治体がこれをお使いになっておられるので、これをさらにチェックしようとする、かえって契約事務が煩雑化になるということから、これの数値をお使いになっておられて、それ自身はいいとか悪いとかという議論ではないと思います。

どうぞ。

○杉本委員 よろしいですか。ちょっと、この富士見丘中学校キュービクル式受変電設工事と先ほどの杉並保健所及び杉並区立保健医療センターですね、請け負い。これで両方も最低価格を下回っている、基準価格が下回っているということで、一方は再調査してオーケーになりましたと、58.7%の落札率です。一方の方は、わずか落札したところとわずか7,000円しか変わらない、2番目ですね、1万円ぐらいしか変わらないんですけども、ほとんど70%ぐらいの落札率だと思うんですけども、容赦なく基準が下回りましたよということで、失格というのが4社ですか、出ていますよね。工事と委託で違うのかもしれませんが、何となく片方は恣意的に調査しましたよと。最低制限価格を下回っているけれども、落札と認めます、と。片方は、1万円も変わらないのに最低価格を下回っているから、わずか1万円で質が落ちるといって、ばさっと切っていると。これは非常に恣意的な感じを受けるんですけども、この辺はそういう調査の適用というのはどこにあるんですか。

○山本会長 それは、最低制限価格をまず設定、この場合はしていないので、ぎりぎりした議論から言えばこれはこれでいいんですけども、一般的な印象としてはそういうご疑問が出るのは当然ですよ。ですから、そこら辺をお答えいただけますか。

○経理課長 はい。これもこちらの規定で要項で定めておまして、工事とそれから先ほどの資料2を見ていただきたいと思います。一番下の方でございます。資料2の一番下、今の工事ですけども、最低制限価格制度及び低入札価格対象工事ということで、2,000万円以下の工事につきましては、最低制限価格というものを設けております。2,000万円以上の工事につきましては最低制限価格ではなく、低入札価格調査対象ということで、事情を聞いて、もしその理由が適正であれば、受けてもらおうという趣旨でございます。

そして、裏の方には委託というふうに書いてございまして、これは最低制限価格制度の実施ということでございます。こちらは3,000万円以上の区の積算がはっきりしているものについては最低制限価格の適用をするというふうに決めてございます。

○山本会長 だから、そうすると今のこの工事の場合のいわゆる低入札価格調査対象になるのは予定価格の、例えば、また何割から何割までに設定されたんですかというご質問があると思うんですけど。

○経理課長 そうですね。工事の場合でも、最低制限価格につきましては3分の2から80%。

○山本会長 いやいや、この低入札、今回は最低制限価格ではなくて、低入札価格調査対象ですから、いわゆる低入札価格調査対象となる金額というのは、何%から何%だという、これは同じべきなんでございますか。

○経理課長 同じでございます。

○山本会長 同じだとすると、これ3分の2よりずっと低くなっているんじゃないんですか。58万円だから、これこそ、まさしくあり得ない数字ですよ。

○杉本委員 そうですね。

○経理課長 失礼いたしました。工事の方の最低制限価格は同じでございますが、低入札価格については、その率は決めていません。

○山本会長 違うんですね。ですから、率は定めていない。

○経理課長 ええ。事情を聞いて、安くても……。

○山本会長 それはまた、変だというのは我々は言えないけど、それは大分、制度として改善の余地がありそうですね。

○杉本委員 何となく恣意的に、可能性として、物すごく恣意的なあれが働くような気がして、しょうがないんですよ。

○山本会長 やっぱり、何%から何%、工事については低入札価格を定めないと、ちょっと一般の方の理解は得られないんじゃないですか。

○経理課長 例えば、先ほどもちょっとありましたように、最低制限価格の範囲内で、70%を切っても、できそうだというようなお話がありましたよね。それと同じように、一つ一つについて低入札調査ができればよろしいんですけども、1件1件の案件にはできません……。

○山本会長 いや、いいんですけどね。今の議論はそういうことではなくて、何%から何%という幅をまず明示しておかなければ、何もないということであれば、やっぱり委託と工事の場合において透明性が全然違ってくるのではないんでしょうかというご疑問だと思えます。

○政策経営部長 いや、これは実は杉並独自の制度ではなくて、これも国交省の関連で、

工事の最低制限価格を下回っても、特に景気が非常に低迷しているという時代、そういう中で、でもかなり前ですけれども、出てきたんですけれども。やはり最低制限価格を下回っても、もう一回調査するべきだろうと。だから、工事の場合に、最低制限価格を下回ったからとして、単純にもう今1円でも下がったら、下回ったら終わりだということではなくて、もう少し調査をして、できる、できないを調査するべきだと、そういう具体的な話が出てまいりまして、それを踏まえて各自治体で始めた制度なんですね。ですから、確かに委託と工事での取り扱いが違うというのは、もう十分承知の上で工事についてはということと、やっているという状況です。ですから。

○山本会長 それはいいんですけれども、一定の基準、例えば低入札の場合は、これぐらいの金額になれば、その辺に入るということが。

○政策経営部長 その基準は持っています。

○山本会長 今、何かないという話で……。

○政策経営部長 それは間違いです。あるでしょう。

○山本会長 そうですか。何%なんですか。

○政策経営部長 それは、範囲は、先ほどの範囲と同じの中で設定する、と。

○山本会長 いや、同じではないですね。3分の2よりずっと低いですよ。58%ですから、これは全然違いますよ、レベルが。60、3分の2以上はないですからね。ですから、それもまあ、ちょっと区民の方は、もう迷われるんじゃないですかね。

○杉本委員 それと、いいですか。それと今の二つを比較すると、金額で3,000万とかと仕切りがあるということですがけれども、実際には契約金額というのは2,500万と2,350万で、ほとんど差がないわけですね、契約金も含めて。要するに、委託と工事ということで違いかもしれませんが、費用としては、契約金額としては余り大差がないわけですよ、見た目、見た感じとしては。じゃあ、どうしてそこに、差がそんなにあるのと、こういう素朴な疑問がどうしても出てくると思うんですよ。

○山本会長 最初の、例の幅の話をお願いします。

○政策経営部長 最低、この場合には、低入札調査価格を設定するわけです。その幅は3分の2から8割の間で設定しています。

○山本会長 では、これ58.7%のが……。

○政策経営部長 違うんです、それは違うんです。すみません。失礼しました。それを設定して、それより下回った場合を調査するという事なんです。だから、58というのはあ

り得る話なんです。仮に3分の2に設定したとします。それより下回ったわけですね。下回った場合には調査をすると。最低制限価格じゃないので、調査価格ですから、最低制限価格を設定した場合には、下回ったらそこでおしまいと。調査価格の場合には、下回ったら調査をするということで、これは調査をしております。

○山本会長 そうであれば、もう全部3分の2でいいんじゃないですかね。下回ったらということであれば、なおさら。

○政策経営部長 調査価格の場合は、それはその、何ともちょっと、言うのは難しいんですけども、その幅の中で設定しています。

○山本会長 よくわからないと。

○政策経営部長 ですから、逆に言えば、事業者さんはどこが調査価格なのかというのは、多分見ているのかなという気はしますけれどもね。

○山本会長 低入札のこの対象になるということは、これは工事だけは全部それはだれしもわかるわけです。

○政策経営部長 そうです。それは公表しています。一つ違うのは、工事もの場合には、材料があり、人件費があると大きく言ってしまえば。清掃、特に委託の場合は、かなりの部分が人件費なんです。ということがあって、もちろどこかで決めないといけないということかありますので、そちらの方は委託の方は、今の時点では最低制限価格というふうにしているんです。工事の場合は調査価格ということで設定しているわけです。

○山本会長 これは、そうすると、低入札の場合は一番低い人のみを調査すればいいわけですか。

○政策経営部長 この場合はそうであります。

○山本会長 いずれにしても、低入札云々という……。

○政策経営部長 すみません、ちょっと訂正します。例えば、調査価格より3社下回った場合には、下から順番に調査しています。

○山本会長 ですね。

○政策経営部長 その額は全然無理だと、そこはだめになって、その次と。

○山本会長 ですよ。それは、たまたまここで、一番下で調査する目的がなかったからですよ。

○政策経営部長 この件はそうですね。すみません。

○山本会長 だから、ちょっと、制度の説明がやっぱり必要だったんですね。

いずれにしても、時間が参りましたのでまとめますけども、個別には条例に従って適用されてきたとしか我々としては言えないんですが。やはり制度の運用としてまだまだ改善の余地がありますし、区民の方には、この改善なり入札の透明性が図られた施策の取り組みを、もう少しわかる格好でやはり伝えたり、あるいは議会に対しても説明されないと、今のような話は非常に理解に苦しみますよね。ですから、そういう方向で、ぜひ改革を進めていただきたいと思います。

したがって、この10件の案件については、条例に従っては確かに適正にはされているというふうに、我々としての判断はしたいと思います。そういうことでよろしゅうございましょうか。

もう予定の時間を超えていますので、どうぞ。

それでは、最後の案件でございますが、報告事項をよろしく願いいたします。

○経理課長 それでは、資料8をお願いします。これは杉並区立芸術会館建築工事入札についてでございます。先日、12月8日の第4回杉並区議会の定例会で議決されて、契約を締結した案件でございますが、4回という異例な入札になりましたので、ここでご報告をいたします。

まず、杉並区立芸術会館の建築ということで、杉並区立芸術会館という建物は、高円寺にあった高円寺会館の跡にできる、劇場と区民ホールなどを備えた建物でございます。概要はここに記載のとおりでございます。平成21年3月にオープンする予定でございます。入札が4回ほどございました。

なぜ、そんなに何回もやったのかということなんでございますが、1回目につきましては6月28日に公告をいたしました。入札が8月2日でございます。予定価格は16億9万円ということ。発注方法は、そこでございますように区内の1社を含む3社によるJV共同企業体で行いました。参加資格もそれぞれつけまして、公告をしたわけでございます。

入札が成り立つ最低入札参加者数は、2者の入札がなければ入札は成立しないということにいたしました。結果として、5JVが申し込みをいたしまして、4JVが無効ということで経過調書をおつけしておりますが、予定金額より高い金額で入札をいたしました。1者のJVが辞退ということで、ここでは決まらなかったわけでございます。

対応といたしましては、入札が不調になりまして、どうしてだろうということで検討いたしましたけれども、参加者の資格を見直すということと、それから設計・仕様内容を見直すということで、2回目に当たりましては、予定価格を変えずに再公告をする。仕様書

に数量に積算の誤りがあったのではないかということで、記載を明確にする。参加資格を見直す。今回は区内業者のJ Vということにいたしましたけれども、区外業者の参入の障害になったという言い方もできたために、区外業者の区内業者の要件を外すとともに2者のJ Vといたしました。技術力や調達力のある大手事業者の参入を図ったものです。

2回目の入札は、これを踏まえまして9月6日に公告をいたしました。入札予定日は10月11日といたしまして発注をいたしましたけれども、2者によるJ Vで発注をいたしました。ところが、最低入札参加者数2者としていたものが、結果としては1J Vの申し込みでございまして、入札成立条件の2者というのを満たさなかったために不成立となりました。

対応といたしましては随意契約にこの1J Vを申し込んだところと、ということも考えましたけれども、一般競争入札をいたしまして、透明性・競争性を確保するという方針で、再度公告をいたします。予定価格につきましては1%——これは日数が経過しておりますので、鉄関係費ですとか運搬費の値上がりなどを見込んで1%上乗せをする。発注方法につきましても、J Vということではなく、技術力のある業者が参加しやすくなるよう単体発注といたしました。そして、参加条件も緩和をいたしました。

3回目は、このようにいたしまして、9月25日に公告をいたしました。入札が予定日が10月25日です。予定価格は16億1,600万円ということです。発注方法は単体発注、参加資格は記載のとおりでございます。最低入札参加者数も、このときも2者にしてございましたが、結果としまして3事業者の申し込みがありましたが、3事業者辞退という結果となりました。

この後、4回目に行くわけですが、その対応としましては、随意契約としないで、透明性・競争性を確保するために一般競争入札とするため再度公告をする。予定価格も、もうこの時点では、このままの金額では落札する事業者がいらないということで、10%上乗せをいたしました。この10%というのは、鉄骨工事の加工組立費と仮設費、製作ものを中心とする価格を調整したものでございます。参加資格も見直しをいたしまして、参加条件、格付順位を緩和いたしました。そして、もう、3回競争をしておりますので、競争性は確保できているだろうということで、最低入札参加者数を1者といたしました。

それで、この結果でございますが、4回目の公告、これに基づきまして11月6日に公告をいたしました。入札は11月27日でございます。予定価格が17億6,000万円、発注方法は単体発注でいたしました。最低入札参加者数1者、結果といたしましては1事業者の申し込みがございまして、予定価格の範囲内でございますので落札をしたものでございます。

入札経過調書をそれぞれ3回いたしましたので、3枚ついてございます。1回は入札が成り立たなかったもので、3回ということで3回おつけしております。

それで、この建物の設計図面というか、概要の図面をおつけしております。なぜこの工事がこんなになったかということで、この外観を見ていただくとおわかりのように、ちょっとデザイン性で、普通のコンクリートではなく、このデザインが鉄を主に使ったデザインでございまして、構造もボックス・イン・ボックスと言うそうですけれども、遮音性の高いコードなどを中に組み込んでございます。それから、地下3階ということもございまして、最初に区内を含むJVということで行いましたけれども、技術力ですとか調達力について、いろいろ問題、難しい面もございまして、こういう結果になったのではないかと、事務局の方では考えております。

以上、ご報告をさせていただきました。

○山本会長 ありがとうございます。

これは、別に今年度の入札監視の議案ではないんですが、来年度に正式には検討していただくこととなりますが、予定価格を上げないと最終的に契約が成立しなかったと、こういう、ある意味でジョウジダイの背景につきまして、一応事務局からご報告を事前にいただいたということでございます。

したがいまして、これは一応我々としてこういうご報告を承っておくということで、来年度審議に当たって、またこれらにつきましてさらに深く検討するというのであれば、またすればいいということでございます。

その他、何かございますか。その他、報告事項はございますか。

○経理課長 特にございません。

○山本会長 そうですか。それでは、これはやっぱりこの構造の、今の課長のご説明ですと、やや複雑な構造であったということと、そこら辺が一番大きな原因になったということでしょうね、予定価格がもう公表されているわけですから。それでもなかなか落ちなかったということですから、まあ、そういうことだろうと思います。どうぞ。

○吉川委員 これ、ちょっと質問をしては申しわけないんですが、これ、最低入札参加者数2者で公告したと、これはどういう意味なんですか。それは二つをとります、2者をとりますよということで、下から2人をとりますよという、そういう意味なんですか。

○経理課長 入札が成り立つ条件といたしまして、2者ということにしておりました。一般競争。

○吉川委員　そうですか。2者以上が応募しなければ入札をやりませんよという意味なんですか。

○経理課長　そういうことでございます。

○吉川委員　ああ、そうか。下から2人をとって、その2人を今度はまたもう一回総合評価か何かをするという、そういう仕組みかと思ったら、そうではないんですね。ちょっと意味が、もう少しわかりやすい表現をしておいていただきたい。

○経理課長　申しわけございません。

○吉川委員　契約成立のための、入札成立のための最低という。

○経理課長　そういうことです。

○山本会長　そういうことですね。

では、そういうことで報告は承ったということで、今後のスケジュールですけれど、これは私から言ってもいいと思いますが、外部評価のあれが22日までに一応期限がなっておりますので、22日が無理な方がおられると思いますが、年明け早々にはお出しいただきたいというのが事務局の要望だと思っておりますので、年末の慌ただしいころでございますが、何分ご協力をお願いしたいということでございます。

　　次回の日程ですかね。どうぞ。

○行政改革担当副参事　それでは、私の方から今後のスケジュールということで、次回第4回は2月6日火曜日の4時から6時ということで、テーマは2点ということで、先ほど会長からございましたが、18年度の外部評価の意見につきまして、各委員の皆様からご提出していただいた評価表をもとに議論をしていただくということになってございます。提出期限につきましては、先ほどありましたけれども、今週の金曜日22日までということになってございますので、何とぞよろしく願いいたします。

もう一点は、個別外部監査のテーマをご推薦いただくということで、このテーマのご推薦については、別途、メールで、様式であるとか資料等を送付させていただきます。1月20日ごろまでに、例年どおり各委員の方々、二から三つ程度、外部監査の候補を推薦していただいて、2月6日に外部評価委員会としての候補を、その中から三つぐらいに絞っていただくというような予定になってございます。年末年始で非常にお忙しい時期だと思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

○山本会長　そういうことで、一応そういうことになっておるそうでございますので、よ

ろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

きょうはこれで議事は終わりますが、あとの記録はとっていただかない方がいいと思いますけれども、万が一おくれる方は個別に事務局とご相談していただいて、それでも年明けなるべく早い時期にはお出しいただきたいというのが多分事務局の方のあれだと思えますが、22については原則としてというお願いで、余りそのとおりに受け取っていただかない方がいいと。今の、議事録では全部書かないで。それは無理ですからね、この忙しい時期に。まあ、そうはいつでも年明け早々にはということで。

そういうことで、どうもありがとうございました。

入札・契約制度の改革

1 入札・契約制度の基本的な方針

杉並区では、区が締結する契約に関して、区民の信頼を確保するとともに、区内業者を中心に業者の健全な発展を主眼に（１）入札・契約締結における透明性の確保、（２）公正な競争の促進、（３）適正な施工・履行の確保、（４）不正行為の排除の方針のもと、入札・契約制度の改革を実施してきました。

また、入札・契約制度の適正化や実務の迅速化、入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図っていくため、平成 16 年 12 月から入札参加業者の登録申請を開始するとともに、平成 17 年 9 月発注案件から電子入札を実施しています。

今後も、競争性や透明性の一層の向上を図り、適正な運用を進めていくため、入札・契約制度の改善に取り組んでまいります。

2 入札・契約制度改革の概要（工事）

（１）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 6 年 4 月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	130 万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成 12 年 12 月	予定価格の事前公表	2,000 万円以上の案件で、発注案件公告の欄外に付記
平成 14 年 4 月	郵送による入札 年間工事発注予定表の公表	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付 250 万円以上の発注予定案件
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
9 月	入札監視委員会設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成 15 年 4 月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130 万円超える案件
	予定価格の事前公表範囲の拡大	130 万円超える全案件に適用

実施時期	実施項目	内容説明
平成 16 年 4 月	発注基準の事前公表	3,000 万円以上の条件付一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000 万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 130 万円超える案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明

(2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 4 月	条件付一般競争入札の適用範囲拡大	3,000 万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成 15 年 4 月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は 1 回、その他は 3 回
平成 16 年 4 月	条件付一般競争入札の適用範囲拡大	500 万円以上の案件 これにより、公募型指名競争入札は廃止
平成 17 年 4 月	条件付一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額 500 万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格 500 万円以上の案件は条件付一般競争入札となる。

(3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	低入札価格調査制度の導入	2,000 万円以上の案件 「杉並区低入札価格に関する調査規程」 最低制限価格を下回っても、一律に失格とするのではなく、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130 万円超 2,000 万円未満の案件
平成 14 年 10 月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長 6 月を 1 年間に延長
平成 15 年 4 月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000 万円以上の案件

平成 15 年 4 月	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は7都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記
-------------	----------------	---

(4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
平成 14 年 4 月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
10 月	指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長。

(5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 13 年 12 月	条件付一般競争入札（総合評価方式）の導入	3,000 万円以上の案件 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とするもの

平成 16 年 4 月	相互参入方式の導入（試行）	<p>区外事業者の参入と区内事業者の他自治体への参入を目指すため、導入（試行）</p> <p>この方式は、次の内容である。</p> <p>杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外事業者の本店所在地がある自治体で、主要 6 業種（道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園）について条件付一般競争入札を採用していて、</p> <p>区に本店を有する事業者が上記の入札に参加できる場合は、</p> <p>杉並区が実施する条件付一般競争入札で、区市外事業者に設定する入札参加を満たす事業者等は、全社入札に参加できる。</p>
-------------	---------------	---

平成 16 年 12 月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格（業者登録）申請の開始	<p>入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図るため、これまで各市区町村で登録していた申請を一元化し、インターネットを通じ、入札参加資格（業者登録）の申請を行うものである。</p> <p>これにより、1 回の申請で入札参加を希望する自治体等を複数選択できるようになるとともに、また、随時登録を認めたことにより、いつでも業者登録ができるようになった。なお、有効期間は設定されているものの、継続の申請は可能である。</p>
平成 17 年 4 月	小規模工事等受注希望事業者登録制度の創設	<p>区内中小事業者への受注機会の拡大と区内経済の活性化に寄与する観点から、各部課で発注する税込み予定価格が 130 万円以下の小規模な建設工事及び施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者を公募し、登録する制度である。</p> <p>登録名簿は各部課が自由に閲覧できるものとし、工事等発注時の参考とする。なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格登録をした事業者は本登録制度の対象外とする。</p>

平成17年10月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札の開始	入札執行の時期や量等を勘案し、これまで郵送による入札を実施していた下記案件から実施した。 (工事) 予定価格 3,000 万円以上 (委託) 予定価格 3,000 万円以上 (物品) 予定価格 1,000 万円以上
----------	-------------------------------	--

2 入札・契約制度改革の概要（委託）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成10年12月	予定価格の事後公表	50万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成14年4月	郵送による入札	3,000万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成14年10月	予定価格の事前公表	3,000万円以上 ただし、清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるものに限る。
平成16年4月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものに限る。
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した50万円以上の案件をホームページで公表
平成18年4月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明

（2）適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年10月	最低制限価格の設定	3,000万円以上

(3) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定

(4) 履行の安定・サービス低下防止のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 18 年 1 月	長期継続契約の実施	地方自治法の改正により、杉並区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定。委託業務、賃貸借業務の複数年契約により、安定した履行及び区民サービスの低下防止を図る。

4 入札・契約制度改革の効果

予定価格 500 万円以上の工事案件が条件付一般競争入札となったことや、予定価格の事前公表等の入札・契約制度改革を推し進めてことにより、23 区の中では最も透明性や競争性・客観性の向上が進んでいるものと評価している。

しかしながら、個々の案件では高低することはあるものの、入札制度改革の実施の効果として、全体からみれば、顕著に落札率の低下に結びつかないことも事実である。

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札を開始したところであり、今後とも、電子入札の執行状況及びこれまで入札・契約制度改革を検証しつつ、より一層の入札・契約制度改革に取り組んでいきたい。

杉並区で実施している工事の契約方式（平成17年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	条件付一般競争入札	500万円以上	事前に条件を付した工事の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	杉並区登録業者、経営事項審査総合評点、ISO 認証取得（区外業者）、東京都格付、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定 区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、区内参加業者数の1割（1億5千万円以上は3割、3億円以上は無制限）が参加できる。
	条件付一般競争入札（総合評価方式）	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	130万円を超え500万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事实績、経営事項審査総合評点、東京都格付、地域要件等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

杉並区で実施している委託の契約方式（平成17年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	条件付一般競争入札	3千万円以上	事前に条件を付した委託の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京都格付、契約実績等の条件を設定。
	条件付一般競争入札（総合評価方式）	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	50万円を超え 3千万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京都格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	50万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

平成 17 年度工事入札結果一覽

金額単位 = 円

項目 \ 入札方式	条件付一般競争入札	指名競争入札	合計
件数	213 (65.12%)	113 (34.88%)	326 (100%)
予定価格 (税込)	4,321,624,288 (91.17%)	418,762,194 (8.83%)	4,740,386,482 (100%)
契約金額 (税込)	4,036,669,646 (90.92%)	403,060,508 (9.08%)	4,439,730,154 (100%)
平均落札率 (16年度)	94.55% (92.72%)	95.55% (96.44%)	95.05% (94.75%)

平成17年度委託入札結果一覽

金額単位 = 円

入札方式 項 目	条件付一般競争入札	指名競争入札	合 計
件 数	19 (4.86%)	372 (95.14%)	391 (100%)
予定価格 (税込)	1,391,651,432 (41.11%)	1,993,545,312 (58.89%)	3,385,196,744 (100%)
契約金額 (税込)	1,019,213,230 (36.16%)	1,799,747,962 (64.84%)	2,818,961,192 (100%)
平均落札率 (16年度)	72.99% (79.21%)	89.16% (87.54%)	88.37% (87.11%)

年度別入札・契約制度の変遷（工事）

平成18年11月1日現在

入札方式

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	指名競争		指名希望制指名競争			一般・希望型	条件付一般	
14	指名競争		公募型指名	条件付一般競争				
15	指名競争		公募型指名	条件付一般競争				
16	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争（単価契約は除く）			
		相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			
17	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			
		相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			
18	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			
		相互参入方式（主要6業種）			条件付一般競争			

予定価格「事前」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13				単価契約は対象外（12年12月から試行）				
14				単価契約は対象外				
15	全工事案件							
16	全工事案件							
17	全工事案件							
18	全工事案件							

予定価格「事後」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	単価契約は対象外（12年12月から試行）							
14	単価契約は対象外							
15以降	事前公表に伴い予定価格の事後公表制度は廃止							

最低制限価格制度及び低入札価格対象工事

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	最低制限価格			低入札価格調査対象（12年12月から試行）				
14	最低制限価格			低入札価格調査対象				
15	最低制限価格			低入札価格調査対象				
16	最低制限価格			低入札価格調査対象				
17	最低制限価格			低入札価格調査対象				
18	最低制限価格			低入札価格調査対象				

入札方式

年度	50万円	500万円	1千万円	3千万円
13	随意契約	指名競争		
14	随意契約	指名競争		条件付一般競争
15	随意契約	指名競争		条件付一般競争
16	随意契約	指名競争		条件付一般競争
17	随意契約			
18	随意契約	指名競争		条件付一般競争

予定価格「事前」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	3千万円
13	公表せず			
14	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表（10月1日より実施）
15	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表
16	公表せず		建物清掃業務のみ公表	区の積算価格によるものに限り公表
17	公表せず		建物清掃業務のみ公表	区の積算単価によるものに限り公表
18	公表せず		建物清掃業務のみ公表	区の積算価格によるものに限り公表

予定価格「事後」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	3千万円
13	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表		
14	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表		
15	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表		
16	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表		
17	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表		
18	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表		

最低制限価格制度の実施

年度	50万円	500万円	1千万円	3千万円
13	未実施			
14	未実施			区の積算価格によるものに限り実施（10月1日より実施）
15	未実施			区の積算価格によるものに限り実施
16	未実施			区の積算価格によるものに限り実施
17	未実施			区の積算価格によるものに限り実施
18	未実施			区の積算価格によるものに限り実施

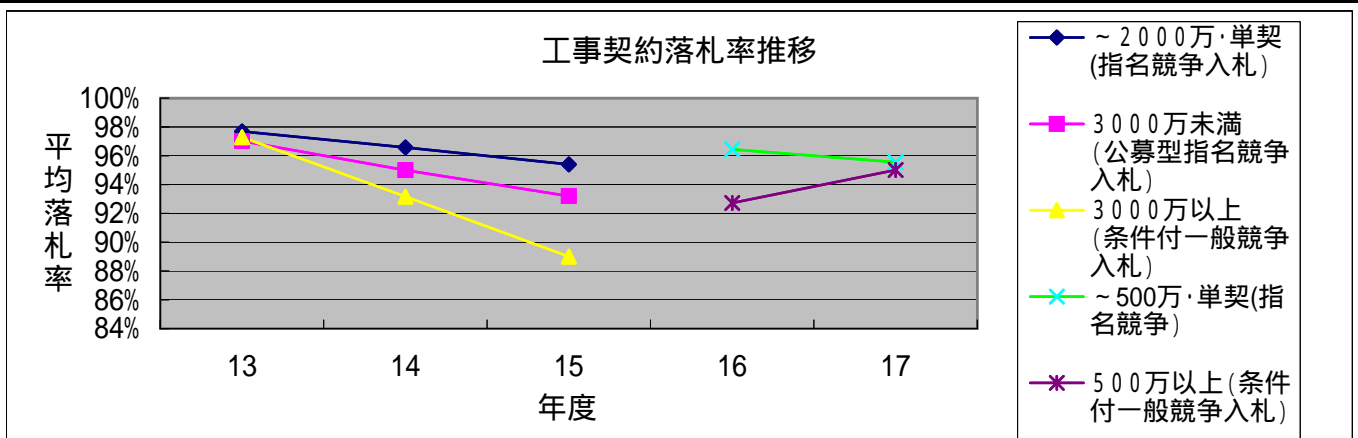
工事及び委託契約における落札率の推移

資料 3

1. 工事

平成18年3月末日現在

方式 年度	指名競争入札		~2000万・単契 (指名競争入札)		3000万未満 (公募型指名競争 入札)		3000万以上 (条件付一般競争入札)		合計	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
13	--	--	97.69%	260件	97.02%	23件	97.29%	25件	97.61%	308件
14	--	--	96.58%	260件	95.00%	22件	93.17%	34件	96.10%	316件
15	--	--	95.40%	254件	93.20%	23件	89.00%	40件	94.43%	317件
	~500万・単契(指名競争) 17年度より単契を除く。		500万以上(条件付一般競争入札) 17年度より単契を含む。							
16	96.44%	185件	92.72%		154件		94.75%		339件	
17	95.55%	113件	94.55%		213件		95.05%		326件	

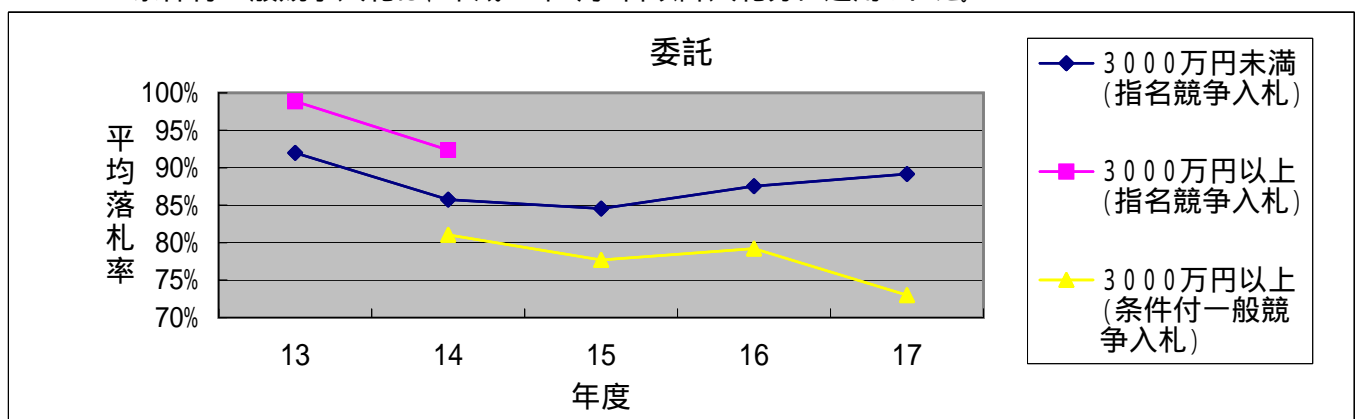


2. 委託

平成18年3月末日現在

年度	3000万円未満 (指名競争入札)		3000万円以上			合計		
	落札率	件数	指名競争入札	条件付一般競争入札	落札率	件数		
13	91.99%	219件	98.87%	16件	94.26%	235件		
14	85.74%	253件	92.37%	12件	81.04%	3件	85.98%	268件
15	84.55%	289件			77.70%	16件	84.19%	305件
16	87.54%	371件			79.21%	20件	87.11%	391件
17	89.16%	372件			72.99%	19件	88.37%	391件

条件付一般競争入札は、平成14年4月1日以降入札分に適用された。



年度別入札形態別平均参加業者数一覧

工事案件

	指名競争入札 < ~ 2,000 万円・単契 >	公募型指名競争入札 < 3,000 万円未満 >	条件付一般競争入札 < 3,000 万円以上 >
14 年度	6.7 社	15.1 社	14.4 社
15 年度	6.7 社	12.4 社	12.0 社
	指名競争入札 < ~ 500 万円・単契 >	条件付一般競争入札 < 500 万円以上 >	
16 年度	7.2 社	12.1 社	
17 年度	5.8 社	11.5 社	

委託案件

	指名競争入札		条件付一般競争入札 < 3,000 万円以上 >
	< 3,000 万円未満 >	< 3,000 万円以上 >	
14 年度	6.4 社	8.0 社	17.4 社
15 年度	6.4 社		19.4 社
16 年度	6.3 社		25.9 社
17 年度	6.9 社		26.4 社

(条件付一般競争入札は、平成 14 年 4 月 1 日以降の入札分から適用された。)

工事業種別競争入札登録業者数

平成18年10月1日現在

業種 番号	業種名	業者数			業種 番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
01	道路舗装工事	43	598	641	33	電話・通信	5	247	252
02	橋りょう工事	15	329	344	34	拡声装置	3	95	98
03	河川工事	21	370	391	35	畳	2	34	36
04	水道施設工事	36	542	578	36	内装仕上	11	141	152
05	下水道施設工事	36	553	589	37	一般塗装	15	137	152
06	一般土木工事	67	860	927	38	橋りょう塗装	11	80	91
07	建築工事	44	565	609	39	防水	12	162	174
08	電気工事	42	513	555	40	鉄骨架構	0	52	52
09	給排水衛生工事	40	409	449	41	鋼けた	0	54	54
10	空調工事	36	413	449	42	PCけた	0	25	25
11	建築設計	16	485	501	43	水門門扉	1	21	22
12	土木設計	9	458	467	44	ポンプ据付け	2	67	69
13	設備設計	2	174	176	45	水処理装置	0	92	92
14	測量	18	412	430	46	焼却設備	1	33	34
15	地質調査	8	224	232	47	ボイラー	1	19	20
16	さく井	0	32	32	48	エレベーター	0	34	34
17	船舶	0	3	3	49	電車線架線	0	5	5
19	しゅんせつ 埋立て	0	17	17	50	地中線	2	65	67
20	しゅんせつ	0	42	42	51	鉄道信号装置	0	2	2
21	潜かん	0	66	66	52	計装装置	1	84	85
22	軌道	0	18	18	53	沈砂池・沈殿池 機械設備工事	1	51	52
23	シールド工事	4	133	137	55	送風機機械 設置工事	1	35	36
24	推進工事	12	273	285	56	ばっ気槽散気 設備工事	1	32	33
25	地下鉄工事	1	80	81	57	汚泥脱水 設備工事	0	35	35
27	造園	23	367	390	58	消化槽機械 設備工事	0	20	20
28	運動場施設	15	303	318	59	ガス貯留 設備工事	0	12	12
29	コンクリート プレハブ	1	43	44	60	公設ます工事	11	110	121
30	鉄骨プレハブ	1	30	31	61	水道管更正工事	0	30	30
31	ひき家・解体	9	136	145	62	石綿処理	2	86	88
32	消火設備	8	167	175	63	機械器具設置	3	168	171
業種	業種名	業者数			業種	業種名	業者数		

番号	業種	区内	区外	計	番号	業種	区内	区外	計
64	屋根	2	20	22	9906	床板補強	1	98	99
66	金網さく	12	166	178	9907	電源設備	4	111	115
67	板金	0	2	2	9908	発電設備	2	89	91
68	サッシュ	3	54	57	9909	電気防食	0	15	15
69	シャッター	1	27	28	9910	給湯器・浴槽 設備工事	10	66	76
70	起重機	0	9	9	9911	床仕上	2	22	24
72	冷凍・冷蔵庫 工事	2	30	32	9912	放射線防御	0	6	6
73	グラウト	0	96	96	9914	飛散防止工事	0	20	20
74	道路標識設置	8	138	146	9915	ろ過層処理	0	24	24
75	道路標示塗装	6	72	78	9917	厨房	4	37	41
76	ガードレール	9	163	172	9920	石工事	1	23	24
77	モルタル吹付け	0	30	30	9923	自動ドア設置	0	17	17
78	植生	6	107	113	9924	強化樹脂板取付	0	10	10
79	運動器具設置	2	89	91	9925	医療ガス配管	0	11	11
80	テレビ共聴工事	3	87	90	9926	高圧ガス配管	0	14	14
81	防音壁・しゃ音壁	3	97	100	9930	集じん装置	0	23	23
82	舞台装置	1	45	46	9933	タイル工事	1	4	5
84	と場施設	0	4	4					
86	ガソリンスタンド	0	7	7					
87	PCタンク	0	34	34					
91	すべり止め舗装	9	140	149					
92	樹脂塗装	2	68	70					
93	陸上信号機	0	30	30					
94	伸縮継手	1	72	73					
95	鉄鋼加工	0	29	29					
96	ウェルポイント	0	14	14					
97	パイプラインング	0	21	21					
98	脱硫・脱臭	0	35	35					
9901	基準タンク	0	6	6					
9902	安全溝設置	1	7	8					
9904	空気搬送	0	6	6					

	区内業者	区外業者	計
108業種	689	12,938	13,627

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
	249	3,439	3,688

物品営業種目別競争入札登録業者数

平成18年10月1日現在

種目 番号	営業種目名	業者数			種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
001	文房具事務用品・ 図書	19	288	307	101	印刷	20	367	387
002	事務機器・情報処 理用機器	15	461	476	102	複写業務	2	74	76
003	学校教材・運動用 品・楽器	19	301	320	103	建物清掃	54	889	943
004	什器・家具	19	248	267	104	電気・暖冷房等 設備保守	83	960	1043
005	荒物雑貨	12	189	201	105	警備・受付等	39	628	667
006	工業用ゴム	0	49	49	106	通信施設保守	6	180	186
007	繊維・ゴム・皮革 製品	8	167	175	107	環境関係測定 機器保守	2	53	55
008	室内装飾品等	11	218	229	108	ボイラー清掃	10	107	117
009	家電・カメラ・厨房 機器等	17	302	319	109	浄化槽・貯水槽 清掃	47	621	668
010	自動車・自転車	3	89	92	110	道路・公園管理	67	742	809
011	燃料・ガス・油脂	1	24	25	111	害虫駆除	40	519	559
012	電車両・軌道用品	0	13	13	112	廃棄物処理	29	413	442
013	船舶・航空機	0	7	7	113	管渠清掃	9	142	151
014	理化学機器器具	3	134	137	114	運搬請負	11	194	205
015	工作用機械器具	2	45	47	115	広告代理	3	86	89
016	産業用機械 器具類	12	296	308	116	ビデオ・スライド 製作	5	127	132
017	通信用機械 器具類	6	251	257	117	航空写真・図面 製作	8	149	157
018	農業・建設用機械 器具	3	24	27	118	医療事務	6	64	70
019	医療用機械器具	2	119	121	119	病院給食・学校 給食	6	115	121
020	医薬品・衛生材料 ・介護用品	4	142	146	120	催事関係業務	12	240	252
021	コンクリート・セメ ント	7	70	77	121	情報処理業務	15	664	679
022	鉄鋼・非鉄・鋳鉄 製品	4	81	85	122	検査業務	5	221	226
023	電線・絶縁材料	4	43	47	123	都市計画・交通 関係調査業務	13	476	489
024	標識・看板等	11	255	266	124	土木・水系関係 調査業務	11	311	322
025	工業薬品・防疫剤	4	134	138	125	市場・補償鑑定 関係業務	11	416	427
026	警察・消防・防災 用品	21	244	265	126	環境アセスメント 関係調査業務	8	385	393
027	造園資材	18	166	184	127	下水道管路内TV カメラ調査業務	3	117	120
028	百貨店・総合商社	0	7	7	128	クリーニング	2	50	52
090	その他の物品	11	280	291	129	汚泥脱水機ろ布	0	9	9
099	不用品買受	2	120	122	130	浄水場・処理場 機械運転管理	3	107	110

種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計
131	貸貸業務	13	427	440
190	その他の業務 委託等	40	1,090	1,130
201	ライフライン	0	2	2

	区内	区外	計
物品業者	238	4767	5005
委託業者	583	10945	11528
合計	821	15712	16533

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		260	4,980

平成17年度・平成18年度 指名停止措置状況一覧

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
1	名古屋電機工業(株) 小糸工業(株) 星和電機(株)	平成17年 5月 9日から 平成17年11月 8日まで (6月)	国土交通省及び日本道路公団が発注した情報表示設備について、談合をしたとして公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾したため。
2	岩崎電気(株) 東芝ライラク(株)	平成17年 5月 9日から 平成17年 8月 8日まで (3月)	国土交通省が発注した情報表示設備について、談合をしたとして公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾したため。
3	三谷産業(株)	平成17年 5月12日から 平成17年11月11日まで (6月)	平成13年から平成16年までの経営事項審査申請書における売上高を過大計上にて虚偽申告し、建築業法による営業停止命令を受けたため。
4	ミナト矢崎サービス(株)	平成17年 5月25日から 平成17年 8月24日まで (3月)	平成17年5月2日条件付一般競争入札執行された「区立成田図書館空調設備改修その他工事」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。
5	国土環境(株) エヌエス環境(株) 財団法人 日本気象協会 帝人エコ・サイエンス(株) 三菱マテリアル資源開発(株)	平成17年 7月 7日から 平成17年10月 6日まで (3月)	大阪府が発注した水又は土壌の環境測定分析業務において、談合をしたとして公正取引委員会から、排除勧告を受け、これを応諾したため。
6	(株)横河ブリッジ 川田工業(株) JFEエンジニアリング(株) (株)東京鐵骨橋梁 高田機工(株) (株)栗本鐵工所 (株)宮地鐵工所 松尾橋梁(株) 三菱重工業(株) 川崎重工業(株) 日本橋梁(株) 三井造船(株) (株)サクラダ 住友重機械工業(株) 日立造船(株) 新日本製鐵(株) 日本鉄塔工業(株) 駒井鐵工所(株) 片山ストラテック(株) トピー工業(株) 日本車輛製造(株) (株)ハルテック 佐藤鉄工(株) 以上23社	平成17年 7月 7日から 平成17年10月 6日まで (3月)	国土交通省が発注した鋼橋上部工事について、談合をしたとして公正取引委員会から検事総長へ告発し、東京高等検察庁が起訴したため。

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
7	(株)横河ブリッジ 川田工業(株) JFEエンジニアリング(株) (株)宮地鐵工所 三菱重工業(株)	平成17年 7月 7日から 平成18年 1月 6日まで (6月)	日本道路公団が発注した鋼橋上部工事について、談合をしたとして公正取引委員会から検事総長へ追加告発し、東京高等検察庁が起訴したため。
8	中央青山監査法人	平成17年11月18日から 平成18年 2月17日まで (3月)	東京地検特捜部のカネボウ(株)粉飾決算摘発に伴い、同監査法人の代表社員4名が証券取引法違反で逮捕・起訴されたため。
9	東武建設(株)	平成17年11月18日から 平成18年 2月17日まで (3月)	宇都宮市の発注する土木一式工事及び建築一式工事において、談合をしていたとして、公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾したため。
10	瀧上工業(株) 古河機械金属(株) (株)名村造船所 (株)サイヤス・ヒシノ明昌	平成17年11月 7日から 平成18年 5月 6日まで (6月)	国土交通省及び日本道路公団が発注した鋼橋上部工事について、談合をしたとして公正取引委員会から排除勧告を受け、これを応諾したため。
11	和泉ビジネス・マシン(株)	平成17年12月15日から 平成18年 1月14日まで (1月)	平成17年11月30日指名競争入札執行された「ホスト系ネットワーク機器の賃貸借」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。なお、錯誤による記載間違いであり、これまでの履行状況を勘案し期間調整した。
12	不動建設(株) 勝村建設(株) (株)クボタ建設	平成17年12月19日から 平成18年 3月18日まで (3月)	東京都発注の中川左岸防潮堤耐震補強工事について、警視庁より談合罪の容疑で不動建設東京本店副本店長及び勝村建設元常務執行役員の名が、また、東京都の発注した排水本管新設工事で警視庁より入札妨害罪で勝村建設元常務執行役員及びクボタ建設東京支店営業担当部長の名が、逮捕・起訴されたため。
13	日本光電東京(株)	平成18年 3月 7日から 平成18年 9月 6日まで (6月)	平成18年3月3日条件付一般競争入札執行された「自動体外除細動器(ADE)の購入」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。

NO	企業名	指名停止期間	指名停止理由
14	日本美装(株)東京支店	平成18年 3月 1日から 平成18年 8月31日まで (6月)	平成18年3月1日条件付一般競争入札執行された「井草地域区民センター外9施設の機械設備保守点検業務委託」を落札しながら、契約締結辞退を申し出たため。なお、この辞退により他の2件の落札案件の契約相手方とできないため、期間加算した。
15	協立測量 株式会社	平成18年 5月18日から 平成19年 5月17日まで (12月)	平成18年 5月17日、協立測量(株)の代表取締役 海老原 秀行及び同社専務 阿部 善宏の両名が、首都圏中央連絡自動車道(「圏央道」)の入札に関して、元国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所副所長 伊藤 久数と共謀し公正な入札を妨害したとして、刑法第96条の3競売入札妨害の容疑で警視庁に逮捕された。
16	東京ビル整美 株式会社	平成18年 9月 1日から 平成18年 9月30日まで (1月)	平成18年 4月 1日、杉並区立高円寺地域区民センター外2施設の建物総合管理を受託した東京ビル整美株式会社(代表取締役 松本 房人)は、契約条項による再委託の事前申出を行わず、受託業務の現場に混乱を生じさせ、一時区民サービスの低下を招いた。
17	大和工商リース 株式会社	平成18年 9月 6日から 平成18年12月 5日まで (3月)	静岡市職員が関与した遺跡発掘調査に関する贈収賄で、平成18年8月31日大和工商リース株式会社静岡支店の職員が贈収賄容疑で逮捕されたため。(静岡市職員についても、同日収賄容疑で逮捕されている。)
18	東京ビル整美 株式会社	平成18年10月 1日から 平成18年12月31日まで (3月)	平成18年 4月 1日、杉並区立高円寺地域区民センター外2施設の建物総合管理を受託した東京ビル整美株式会社(代表取締役 松本 房人)は、受託業務において、遅滞なく履行すべき業務を現場管理者の管理不行き届きから遅滞させ、現場の混乱を生じさせた。

第3回外部評価（入札監視）委員会審議対象案件一覧

1. 工事案件

- (1) 桃井第四小学校耐震補強その他工事
(業種：建築、入札方法：一般競争入札)
- (2) 松庵小学校屋上防水・緑化工事
(業種：建築、入札方法：一般競争入札)
- (3) 富士見丘中学校キュービクル式受変電設備取替工事
(業種：電気、入札方法：一般競争入札)
- (4) 水防情報システム新設・改修工事
(業種：電話・通信、入札方法：一般競争入札)
- (5) 道路維持補修工事（単価契約）南2
(業種：道路舗装、入札方式：指名競争入札)

2. 委託案件

- (1) 杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等の建物総合管理業務請負
(業種：建物管理、入札方法：一般競争入札)
- (2) オープン系パソコン（HCL）の賃貸借
(業種：賃貸業務、入札方法：一般競争入札)
- (3) 小学校13校臨時常駐警戒業務委託
(業種：警備・受付等、入札方法：指名競争入札)
- (4) 桃井原っぱ広場管理業務委託
(業種：建物管理、入札方法：指名競争入札)
- (5) ゴミ収集車廃車車両の売却（第3回）
(業種：不用品買取、入札方法：指名競争入札)

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第17-1-0700-000242号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
平成17年04月18日

杉並区長 山田 宏

件名	桃井第四小学校耐震補強その他工事
業種(営業種目)	建築工事
履行場所(納入場所)	杉並区善福寺三丁目3番5号
履行期間(納入期限)	契約締結の翌日から平成17年9月15日
概要	1校舎棟耐震改修工事(補強工事) ・鉄骨部ブレース(14) ・コンクリート補強壁(2) ・柱補強壁(2) ・柱補強(1) ・スリット(1) ・屋内運動場鉄骨ブレース(4) 2耐震補強工事に伴う電気設備工事 3耐震補強工事に伴う機械設備工事 4図書室改修工事 5屋内運動場床塗装工事
税抜予定価格	112,450,000円
発注方法	単体発注
参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のある業者であること。 引き続き2年以上の当該業種の営業を営んでいること。 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 特定建設業の許可を有すること。 この工事に対する監理(主任)技術者を建設業法に従い施工現場に専任で配置できること。 区内業者 杉並区内に本店を有する者又は、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有する者で、次のア、イの条件をともに満たすこと。 ア 経営事項審査(建築一式)総合評点(申し込み時点で最新のものが800点(750点)以上を有すること。 イ ISO9000S又はISO14000Sの認証を取得している場合の緩和措置 イ 東京電子自治体共同格付B級以上を有すること。 区外業者 (1)次のア・イ・ウの条件を全て満たすこと。 ア 経営事項審査(建築一式)総合評点(申し込み時点で最新のものが1,000点以上1,200点未満を有すること。 イ 東京電子自治体共同格付A級を有すること。 ウ ISO9000S又は14000Sを取得していること。 (2)(1)の条件を満たす者の中から、区内参加者の1割(最低参加者数2者)が抽選により参加できる。 抽選日時 平成17年4月22日 午後1時30分 抽選場所 杉並区役所東棟5階 入札室 抽選方法 区外参加申し込み業者3名の立会を求めて行う。立会いは、前日電話で連絡する。
申込期間	平成17年04月18日から平成17年04月20日午後5時(区着信時間)まで 締切時間を過ぎての着信は無効とする。
申込方法等	インターネットから申し込む 杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申し込む。
入札参加資格の決定	参加資格のない者には、平成17年4月22日までにメール又はファクスで連絡する。平成17年4月22日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	4月25日以降にメール又はファクスで指定するコピー店で購入する。 (入札専用封筒は無料) 図面を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 区指定の質疑書を用いる。 指定質疑書はコピー店で配布する。 質疑書の送付先 政策経営部営繕課 ファクス番号5307-0680 受付期間 平成17年5月9日 午前9時から午前10時まで 回 答 平成17年5月11日 午後1時から3時の間に質疑のあった場合のみ参加者

	<p>全員に回答する。 7 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札(開札)日時	平成17年05月18日 10時00分
入札(開札)場所	杉並区役所入札室(東棟5階)
入札方法	郵送による
入札回数	1回(再度入札は行わない)
入札書送付方法	<p>1 入札専用封筒を用い、次のいずれかの方法により郵送すること。 ア 一般書留 イ 簡易書留 ウ 配達記録郵便 2 郵便局への持込は、平成17年5月12日以降に行うこと。</p>
入札書到達期限	平成17年05月16日(杉並郵便局に届く期日)
入札保証金	納付免除
契約保証金	有り
低入札価格調査制度	適用する。
積算内訳書の提出	<p>1 入札書に同封して送付すること。 2 積算内訳書入札金額の内訳とし、区指定の積算内訳書を用いる。 (内訳書はコピー店で配布する。)</p>
留意事項	<p>1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区長 山田 宏」とする。 3 封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は、無効とする。 5 前払い金 有り 6 入札は、入札参加者の中より3名の立会いを求めて執行する。立会いの依頼は5月17日に電話にて依頼する。 7 支店区内の業者(準区内業者)については、区内での営業実態を証明するものを提出すること。 (詳細は「入札のお知らせ」「必ずお読みください」をご覧ください) 提出期限 平成17年4月20日(水)</p>

入札経過調書 (工事)

平成 17 年度

契約番号 70000040

契約件名 桃井第四小学校耐震補強その他工事

入札日時 平成 17 年 5 月 18 日 午前 10 時 0 分

工事場所 杉並区善福寺三丁目3番5号

契約金額 116,550,000 円 (税込み)

予 定 額 (円)	落札率
112,450,000 (税抜き)	98.7%
118,072,500 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20002240	興建社						
	杉並区	112,000,000	8					
2	20002267	小原建設						
	杉並区	111,500,000	2					
3	20002186	江州建設						
	杉並区	112,400,000	12					
4	20002151	大一建設						
	杉並区	111,800,000	6					
5	20002097	兵藤建設						
	杉並区	111,500,000	2					
6	20002291	白石建設						
	杉並区	111,500,000	2					
7	20002259	フワ建設						
	杉並区	111,800,000	6					
8	20002143	渡辺建設						落札
	杉並区	111,000,000	1					
9	20003247	越野建設						
	北区	112,000,000	8					
10	20002208	佐藤建業						
	杉並区	112,400,000	12					
11	20002062	湯川工務店						
	杉並区	111,700,000	5					
12	20055964	三ツ和総合建設業						
	新宿区	112,000,000	8					
13	20002011	目時工務店						
	杉並区	112,000,000	8					
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区高円寺南四丁目3番3号
	名称	渡辺建設 株式会社
工事	名称	桃井第四小学校耐震補強その他工事
	場所	杉並区善福寺三丁目3番5号
	種別	建築工事
	概要	<p>1、校舎耐震改修工事(補強工事) 鉄骨ブレース(14)、コンクリート補強壁(2)、 柱補強壁(2)、柱補強(1)、スリット(1) 屋内運動場鉄骨ブレース(4)</p> <p>2、耐震補強工事に伴う電気設備工事 3、耐震補強工事に伴う機械設備工事 4、図書室改修工事 5、屋内運動場床塗装工事</p>
工事着手時期	平成17年5月	
工事完成時期	平成17年9月15日	
契約金額	¥116,550,000	

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第17-1-0700-000392号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
平成17年11月16日

杉並区長 山田 宏

件名	松庵小学校屋上防水・緑化工事
業種(営業種目)	建築工事
履行場所(納入場所)	杉並区松庵二丁目23番24号
履行期間(納入期限)	契約締結の翌日から平成18年2月15日
概要	<p>1 防水工事 ・ウレタン塗膜防水 平面 ノンスリップ 488.0平方メートル 平面 65.0平方メートル 立面 196.0平方メートル ・硬質ウレタン増し塗り 476.0平方メートル</p> <p>2 緑化工事 ・緑化工事 ・自動灌水コントローラー等 一式</p> <p>3 その他工事 ・電気設備工事 ・給水設備工事</p>
税抜予定価格	21,552,000円
発注方法	単体発注
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービス競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者のうち、次のアからオの条件を全て満たす者であること。 ア 申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ 申請業種として「建築工事」に登録があること。 ウ 経営事項審査総合評点(建築一式)が700点以上を有すること。 経営事項審査総合評点は本件申し込み時点で最新のもの。 エ 共同格付けB級またはC級を有すること。 オ 引き続き2年以上当該業種の営業を営んでいること。 3 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p>
申込期間	平成17年11月16日から平成17年11月18日午後5時(区着信時間)まで 締切時間を過ぎての着信は無効とする。
申込方法等	インターネットから申込む 杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申し込む。
入札参加資格の決定	参加資格のない者には、平成17年11月21日までにメール又は電話で連絡する。 平成17年11月21日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	平成17年11月24日着の宅配便(着払い)で送付する。 入札の封筒については、任意とする。 図面・仕様書等は入札時に返還すること。
質問の方法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 区指定の質疑書を用いる。 3 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。 4 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。 5 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入札(開札)日時	平成17年12月01日 10時00分
入札(開札)場所	杉並区役所入札室(東棟5階)
入札方法	持参による
入札回数	1回(再度入札は行わない)
入札書送付方法	持参による
入札保証金	納付免除

契約保証金	必要となる場合がある
低入札価格調査制度	適用する
積算内訳書の提出	1 入札書に同封して提出すること。 2 積算内訳書の用紙は仕様書に同封して送付する。
留意事項	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区経理課長 柿本 博美」とする。 3 前払い金 有り

入札経過調書 (工事)

平成 17 年度

契約番号 70000278
契約件名 松庵小学校屋上防水・緑化工事
入札日時 平成 17 年 12 月 1 日 午前 10 時 0 分
工事場所 杉並区松庵二丁目23番24号
契約金額 21,840,000 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
21,552,000 (税抜き)	96.5%
22,629,600 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20002151	大一建設						
	杉並区	21,000,000	4					
2	20002062	湯川工務店						
	杉並区	21,250,000	7					
3	20001848	ハタ建設工業						落札
	杉並区	20,800,000	1					
4	20001783	エイワ建設						
	杉並区	21,300,000	8					
5	20002127	立野建設						
	杉並区	21,100,000	6					
6	20018554	興信建設						
	杉並区	21,000,000	4					
7	20001937	酒井工務店						
	杉並区	20,960,000	3					
8	20001872	友伸建設						
	杉並区	20,900,000	2					
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区松庵1丁目8番23号
	名称	ハタ建設工業株式会社
工事	名称	松庵小学校屋上防水・緑化工事
	場所	杉並区松庵2丁目23番24号
	種別	建築工事
	概要	<p>1 防水工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウレタン塗膜防水 平面 ノンスリップ 488.0m² 平面 65.0m² 立面 196.0m² 硬質ウレタン増し塗り 476.0m² <p>2 緑化工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化工事 369.0m² ・自動灌水コントローラー等 1式 <p>3 その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備工事 ・給水設備工事
工事着手時期	平成17年12月	
工事完成時期	平成18年3月15日	
契約金額	¥21,840,000	

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第17-1-0800-000269号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
平成17年05月25日

杉並区長 山田 宏

件名	富士見丘中学校キュービクル式受変電設備取替工事
業種(営業種目)	電気工事
履行場所(納入場所)	杉並区久我山二丁目20番1号
履行期間(納入期限)	契約締結日の翌日から平成17年8月31日
概要	1撤去工事 既設キュービクル基礎、配管配線及び開閉器等。なお、撤去に伴う発生材の処分を含む。 2改修工事 キュービクル式受変電設備の更新及び幹線引替え、電灯分電盤の改修
税抜予定価格	40,884,000円
発注方法	単体発注
参加資格条件	1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「電気工事」に登録のある、下記ア・イ・ウの者であること。 ア 杉並区内に本店を有する業者 イ 杉並区内に支店を有する業者 ウ 港区又は立川市に本店を有する業者(相互参入) 3 引き続き2年以上の当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 5 この工事に対応する監理(主任)技術者を建築業法に従い施工現場に配置できること。 6 次のア・イの条件をともに満たすこと。 ア 経営事項審査(電気工事)総合評価(申し込み時点で最新のもの)が700点(650点)以上を有すること。 イ 東京電子自治体共同格付C級以上を有すること。 ハ、ISO9000S又は14000Sの認証を取得している場合の緩和措置
申込期間	平成17年05月25日から平成17年05月27日午後5時(区着信時間)まで締切時間を過ぎての着信は無効とする。
申込方法等	インターネットから申込む 杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申し込む。
入札参加資格の決定	参加資格のない者には、平成17年5月30日までにメール又は電話で連絡する。 平成17年5月30日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	6月1日以降にメール又はファックスで指定するコピー店で購入する。 (入札専用封筒は無料) 図面を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファックスで行う。 2 質疑書は任意の様式とする。 3 質疑書の送付先 政策経営部営繕課 ファクス番号5307-0680 4 受付期間 平成17年6月7日 午前10時から午前11時まで 5 回答 平成17年6月9日 午後2時から午後3時に質疑のあった場合のみ参加者全員に回答する。 6 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入札(開札)日時	平成17年06月16日 10時00分
入札(開札)場所	杉並区役所入札室(東棟5階)
入札方法	郵送による。
入札回数	1回(再度入札は行わない)
入札書送付方法	1 入札専用封筒を用い、次のいずれかの方法により郵送すること。 ア 一般書留 イ 簡易書留

	ウ 配達記録郵便
入札書到達期限	平成17年06月14日(杉並郵便局に届く期日)
入札保証金	納付免除
契約保証金	契約金額の10%が必要。
低入札価格調査制度	適用する。
積算内訳書の提出	1 入札書に同封して送付すること。 2 積算内訳書は入札金額の内訳とし、区指定の積算内訳書を用いる。 (内訳書はコピー店で配布する)
留意事項	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区政策経営部長 松沼信夫」とする。 3 封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は、無効とする。 4 前払い金 有り 5 入札は、入札参加者の中より3名の立会いを求めて執行する。立会いの依頼は6月15日に電話にて依頼する。

入札経過調書 (工事)

平成 17 年度

契約番号 70000074

契約件名 富士見丘中学校キュービクル式受変電設備取替工事

入札日時 平成 17 年 6 月 16 日 午前 10 時 0 分

工事場所 杉並区久我山二丁目20番1号

契約金額 25,200,000 円 (税込み)

予 定 額 (円)	落札率
40,884,000 (税抜き)	
42,928,200 (税込み)	58.7%

番号	業者コード 所在地	入札業者名				備考
		第1回金額(円)	順位			
1	20015946	京王設備サービス				
	杉並区	38,000,000	26			
2	20004979	清田電機工業				
	杉並区	33,295,500	20			
3	20004707	シマ電気				
	杉並区	34,435,000	21			
4	20004987	神馬電機工事				
	杉並区	27,270,000	6			
5	20004758	新共栄電気				
	杉並区	36,700,000	24			
6	20004847	和電工業				
	杉並区	27,256,000	3			
7	20004839	高橋電気商店				
	杉並区	36,255,000	23			
8	20004774	第一電工				
	杉並区	32,300,000	14			
9	20004766	杉並電業				
	杉並区	27,274,000	7			
10	20038725	弥生				
	杉並区	32,707,200	15			
11	20004901	協信電業				
	杉並区	27,256,000	3			
12	20004740	三興電設				
	杉並区	28,400,000	9			
13	20004880	大国屋電機工業				
	杉並区	32,707,200	15			
14	20038695	協電社				
	杉並区	27,256,000	3			
15	20004871	大光電気工業				
	杉並区	27,276,000	8			
16	20005002	牧野電設工業				
	杉並区	25,800,000	2			
17	20004855	旭電設				
	杉並区	37,169,000	25			

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
18	20033251	協伸電設						
	杉並区	32,000,000	13					
19	20006220	日本コムシス						
	杉並区	40,000,000	29					
20	20004812	八丁電気工業						
	杉並区	32,707,200	15					
21	20004669	佐久電工						
	杉並区	32,707,200	15					
22	20018643	栄新電設						
	杉並区	32,707,200	15					
23	20005673	向陽電気工業						
	港区	31,000,000	12					
24	20050326	栄光電気						
	港区	29,845,000	11					
25	20005606	タツヲ電気						
	港区	28,600,000	10					
26	20024333	峯尾機工						
	杉並区	39,970,000	28					
27	20004936	ヤマデン						落札
	杉並区	24,000,000	1					
28	20004715	相互電機						
	杉並区	36,120,000	22					
29	20039640	新菱電機						
	港区	38,600,000	27					
30								
31								
32								
33								
34								

入札の結果、杉並区低入札価格に関する調査規程に基づく調査基準価格を下回ったため、同規程第6条及び第7条により、調査・審査を実施し、当該価格により契約内容に適合した履行がなされると認めため、ヤマデンを落札者として決定する。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区荻窪四丁目20番12号
	名称	株式会社ヤマデン
工事	名称	富士見丘中学校キュービクル式受変電設備取替工事
	場所	杉並区成田東三丁目17番30号
	種別	電気工事
	概要	<p>1、撤去工事 既設キュービクル基礎、配管配線及び開閉器当。 なお、撤去に伴う発生材の処分を含む。</p> <p>2、改修工事 キュービクル式受変電設備の更新及び幹線引替え。 電灯分電盤の改修。</p>
工事着手時期	平成17年6月	
工事完成時期	平成17年8月31日	
契約金額	¥25,200,000	

低入札価格事情聴取書

契約案件 富士見中学校キュービクル式受変電設備取替工事

業者名 株式会社 ヤマデン 代表取締役 藤井賢一
来庁者 専務取締役 西田宣夫 工事部次長 誉田明

事情聴取者 政策経営部経理課契約係 大嶋 陽子
政策経営部経理課契約係 嵯峨 淳一
政策経営部営繕課電気設備係 岡本 正三
政策経営部営繕課電気設備係 香川 善男

事情聴取日時 平成17年6月23日午後13時30分～午後2時25分

事情聴取場所 入札室

事情聴取項目

1 当該価格により入札した理由	<p>1 当社は、今迄杉並区工事で、10,000千円を超える実績がなく、是非とも今回工事で実績をつけたい。</p> <p>2 入札金額はほぼネットの金額ですが、各出入業者の協力を戴いて、積算書水準（別紙提出）で実行させる見込みを立てていること。</p> <p>3 当社は、今手持ち受注も減少傾向にあり、この時期、短納期でもある当件受注は、社にとって必要欠くべからざるものであり、経営的に支障をきたすことは一切ない。 東京都財務局等の工事では、30,000千円超の実績があり、その他多くの工事实績を生かして、竣工まで責任施工の所存である。</p>
2 契約対象工事付近における手持工事の状況（公民とも）	なし
3 今回契約対象工事に関係する手持ち工事の状況	なし
4 入札者の事業所、倉庫等の所在地	倉庫 狛江市岩戸北2-19-2
5 手持ち資材の状況	電線管：今回工事の10%
6 資材の購入先及び購入先との取引状況	<p>(1) 小泉電機(株)(資材名：電線管等) 住所 豊島区要町3-8-18 取引年数 5年</p> <p>(2) ヤマト電機(株)(資材名：電線管類) 住所 練馬区春日町2-14-8 取引年数 3年</p> <p>(3) 三葉能率電機(株)(資材名：キュービクル及び分電盤) 住所 大田区久が原3-41-12 取引年数 3年</p>
7 手持ち機器の状況	必要に応じてリース等を利用する。

8 従業員、労働者の具体的な需要、社員名簿と協力会社メンバー一覧	従業員 10名 協力会社 4名(兄弟) その他稼働業者人数 20名 今回の1日あたりの作業予定人数8~9人
9 過去三ヵ年の公共工事の状況	学校関係の工事を過去3件実施している。 向陽中学校放送設備改修工事 (14年度) 桃井第一小学校給食室増築電気工事(16年度) 杉並第九小学校他5校陶芸釜電源設備設置工事(16年度) その他 14年度1件 15年度2件 16年度1件
10 下請予定のある場合、第一次下請業者の状況	直営で施工する。
11 経営内容、経営状況	過去3年間経営状況は黒字決算であり、経営事項審査の収益性点数では、高い数値を得ている。 また、過去の工事成績は、常に60点以上である。
12 過去三ヵ年における建設業法違反等の状況	建築業法違反 = 無 賃金不払 = 無 指名停止 = 無 工事事故 = 無
13 その他必要と認められる事項	屋外キュービクルの金額が低額であるが、積算予算での購入が可能である。 直営で工事をするため、経費を抑えることができる。

低入札価格審査書

契約件名	富士見丘中学校キュービクル式受変電設備取替工事	予定価格	40,884,000円
入札日	平成 16 年 6 月 16 日	調査基準価格	28,610,000円
入札者名	ヤマデン	入札価格	24,000,000円
調査結果	<p>1. キュービクル分電盤の購入については、盤メーカーとの交渉において今回提出した見積金額での購入が可能であるとのこと。</p> <p>2. 日程及び労務費については、工期が短期間であるため、1日の必要作業員を7～8人と見込んでいるが、自社の作業員9名のほか協力会社(兄弟)4者その他稼働業者人員20名程度を得ており、短期工事に対応できるとともに経費の削減も見込まれる。</p> <p>3. 共通費については、必要予算は算定しており、直営工事によって杉並区での高額実績を得るための経費削減を実現できる</p>		
契約担当者の意見等	<p>1. 直営で工事をするため、企業努力により必要経費を低額に抑えていることが伺える。</p> <p>2. これまでの区発注工事において、工事の遅滞もなく工事成績は常に60点以上であり、施工能力に問題はない。</p>		
低入札価格審査委員会	開催日	平成 17 年 6 月 23 日	
	審査結果	審査の対象者を落札者と (<input checked="" type="radio"/> する) ・ <input type="radio"/> しない)	
	理由	提出資料、ヤマデンからの聴取内容と過去の施工実績から、確実な履行が可能と判断されたため。	

契約担当者名 政策経営部長 松沼 信夫

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 17 年 10 月 19 日

杉並区長 山田 宏

件名	水防情報システム新設・改修工事
業種	電話・通信
履行場所	杉並区役所建設課外 25 箇所
履行期間	契約確定日の翌日から平成 19 年 3 月 15 日まで
概要	<p>工事規模</p> <p>監視局改修 1 箇所</p> <p>情報端末局改修 6 箇所</p> <p>水位局改修 15 箇所</p> <p>雨量局改修 9 箇所</p> <p>警報局改修 13 箇所</p> <p>水位局新設 2 箇所</p> <p>雨量局新設 2 箇所</p> <p>警報局新設 4 箇所</p>
予定価格	368,375,700 円（税込）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。</p> <p>2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「電話・通信」に登録のある業者であること。</p> <p>3 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>5 東京電子自治体共同格付「電話・通信」100 番以内を有すること。</p> <p>6 「電話・通信」事業で、1 件が 3 億円以上の官公庁実績があること。</p> <p>7 都市河川の水位観測・警報システムの官公庁実績があること。</p> <p>8 特定建設業の許可を有すること。</p> <p>9 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い施工現場に専任で配置できること。</p>
入札の無効	<p>・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。</p> <p>・競争入札参加者心得に違反した入札。</p> <p>・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。</p>
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。

希望申請書提出期間	平成 17 年 10 月 19 日（水）午前 9 時から平成 17 年 10 月 21 日（金）午後 5 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 17 年 10 月 24 日（月）に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 17 年 10 月 25 日（火）着の宅配便（着払い）で送付する。
積算内訳書の配布	電子調達システムにより配信する。 入手時期 平成 17 年 10 月 25 日（火）午前 9 時から
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 17 年 10 月 31 日（月）午後 4 時まで
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧時期 平成 17 年 11 月 2 日（水）午前 9 時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成 17 年 11 月 9 日（水）午後 5 時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	電子調達システムによる。 注：入札金額は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	入札書の送信時に添付して提出すること。 積算内訳書の添付が無い場合には無効とする。
開札日時	平成 17 年 11 月 10 日（木）午前 10 時 00 分
開札場所	電子調達システム
入札回数	1 回（再度入札は行わない）
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の 10% が必要
その他	<p>1 仮契約 杉並区議会において、本件契約議案が原案のとおり可決されるまで仮契約とする。</p> <p>2 契約担当者 杉並区長 山田 宏</p> <p>3 前払い金 有り</p> <p>4 部分払い 有り</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話 03 - 3312 - 2111 内 1535 ~ 1538</p>

入札見積経過調書

予定額 (円)	落札率
350,834,000 (税抜き)	94.9%
368,375,700 (税込み)	

契約金額 349,650,000 円 (税込み)

案件番号	2005-00019	件名		
内部発注番号		水防情報システム新設・改修工事		
入札見積締切日時	2005年11月9日 17時00分			
開札日時	2005年11月10日 10時00分			
予定価格	368,375,700円			
調査基準価格	非公表			
履行場所	杉並区役所建設課外25箇所			
業種	3300 電話・通信			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	日本無線株式会社 本社		
	所在地	東京都新宿区西新宿6丁目10番1号		
落札金額	333,000,000円			
No.	商号又は名称	第1回		備考
1	日本無線株式会社 本社	333,000,000円		
2	富士通株式会社 官公庁ソリューション事業本部	無効		予定価格超過のため 入札 362,250,000円
備考	<p>本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年杉並区条例第1号)第2条の規定に基づき、杉並区議会において契約議案が可決されるまでは仮契約とする。</p> <p>工事概要 履行期間 平成19年3月15日まで 監視局改修 1箇所 情報端末局改修 6箇所 水位局改修 15箇所 雨量局改修 9箇所 警報局改修 13箇所 水位局新設 2箇所 雨量局新設 2箇所 警報局新設 4箇所 契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。</p>			

議決謄本

議案第七十一号

水防情報システム新設・改修工事の請負契約の締結について
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長 山田 宏

水防情報システム新設・改修工事の請負契約の締結について

水防情報システム新設・改修のため、左記のとおり請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 水防情報システム新設・改修のため
- 二 契約の方法 条件付一般競争入札
- 三 契約の金額 金三億四千九百六十五万円也
- 四 契約の相手 新宿区西新宿六丁目十番一号
日本無線株式会社

公共営業部長 福山 善文

(提案理由)

水防情報システム新設・改修工事を施行する必要がある。

平成十七年十二月五日 原案可決

右は原本と相違ないことを証明する

平成十七年十二月六日

杉並区議会議長 富本 卓



入札経過調書 (工事)

平成 17 年度

契約番号 70000005
契約件名 道路維持補修工事(単価契約)南2
入札日時 平成 17 年 3 月 17 日 午前 9 時 40 分
工事場所 特別区道路線(南土木事務所管内)
契約金額 9,534,000 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
9,129,176 (税抜き)	
9,585,635 (税込み)	99.4%

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20000230	京王建設						
	杉並区	9,093,000	7					
2	20000175	マサキ道路						
	杉並区	9,090,000	5					
3	20000116	秋葉建設工業						
	杉並区	9,083,000	2					
4	20000191	松島興業						
	杉並区	9,085,000	3					
5	20000086	済美建設						
	杉並区	9,096,000	9					
6	20001155	東栄興業						
	杉並区	9,100,000	10					
7	20000221	山内建設						
	杉並区	9,091,000	6					
8	20000043	街路						
	杉並区	9,095,000	8					
9	20000205	興亜土木						
	杉並区	9,088,000	4					
10	20000124	中央土建工業						落札
	杉並区	9,080,000	1					
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区宮前4丁目30番20号
	名称	中央土建工業 株式会社
工事	名称	道路維持補修工事 (単価契約)南2
	場所	特別区道路線 (南土木事務所管内)
	種別	舗装工事
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・SKW - 5型舗装工 ・L形側溝改修工 他
工事着手時期	平成17年4月上旬	
工事完成時期	平成17年7月31日	
契約金額	9,534,000円	

指 名 理 由

- 1 工事件名 道路維持補修工事 (単価契約)南2
- 2 業 種 道路舗装工事
- 3 入札年月日 平成17年 3月 17日

指 名 競 争 入 札		
1 指名の条件		
ア 杉並区の該当業種に登録のある区内業者であること。		
イ 経営事項審査総合評点 (ほ装で最新のもの)750点以上又は (土木一式で最新のもの)750点以上を有すること。		
2 1のア、イの条件に該当する業者に下記指名判断項目を適用し10社を指名した。		
	指 名 判 断 項 目	適 用 の 有 無
1	杉並区からの指名及び受注の状況	
2	官公庁工事の実績の有無	
3	既発注工事の施工成績	
4	発注工事に対する地域性	
5	発注工事施工についての技術的適性	
6	発注工事の内容に適した専門性	
7	その他	

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第17-2-7000-000059号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき
条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
平成17年02月14日

杉並区長 山田 宏

件名	杉並保健所及び杉並保健医療センター等建物総合管理業務請負
業種(営業種目)	建物清掃
履行場所(納入場所)	杉並区荻窪五丁目20番1号
履行期間(納入期限)	平成17年4月1日から平成18年3月31日
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備保守業務 定期点検業務 防災設備 2 清掃業務請負 (1) 日常清掃 常駐 (2) 定期清掃 (3) 建物環境衛生管理業務(害虫駆除) 3 駐車場管理業務 4 警備業務
税抜予定価格	32,031,000円
参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。 2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京都競争入札有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 4 警備業の認定を有していること。 5 区内業者 (1) 平成15・16年度の杉並区指名業者登録名簿の営業種目「建物清掃」に登録があり、かつ東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査が承認されていること。 (2) 次のア、いずれかの条件を満たすこと。 ア 東京都格付「建物清掃」A級、B級又はC級を有すること。 イ 平成14年度以降に官公庁又は民間において「建物清掃」の1件の最高契約実績が1千万円以上あること。ただし、ISO9000又は14000シリーズの認証を取得している事業者は「建物清掃」の1件の最高契約実績が5百万円以上あること。 6 区外業者 (1) 平成15・16年度の杉並区指名業者登録名簿の営業種目「建物清掃」に主登録があり、かつ東京電子自治体共同運営電子調達サービスの資格審査が承認されていること。 (2) 東京都格付「建物清掃」A級又はB級を有すること。 (3) 平成14年度以降に官公庁において「建物清掃」の1件の最高契約実績が3千万円以上あること。 (4) ISO9000又は14000シリーズの認証を取得していること。 (5) 今回公告する杉並区公告契約第17-2-7000-000056号から杉並区公告契約第17-2-7000-000059号までの委託案件について、入札参加申込件数は本件を含めて3件までとする。
申込期間	平成17年02月14日から平成17年02月16日午後5時(区着信時間)まで 締切時間を過ぎての着信は無効とする。
申込方法等	<p>インターネットから申込む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 杉並区ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申込む。 2 警備業の認定書の写しを平成17年2月16日午後5時までにFAXで送付すること。 3 最高契約実績の契約書(件名、金額、契約年月日が分かる部分)の写しを平成17年2月16日午後5時までにFAXで送付すること。 FAX番号: 3312-2440
入札参加資格の決定	参加資格のない者には、平成17年2月17日までに電話で連絡する。平成17年2月17日までに区から連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	仕様書等を宅配便(着払い)で送付する。
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注内容に関する質問及び回答は原則FAXで行う。 2 質疑書は任意の様式とする。 3 質疑書の送付先 杉並保健所健康推進課 FAX番号3391-1927 4 受付期間 平成17年2月23日 17時まで 5 回答 平成17年2月25日 13時以降 参加者全員に回答する。 6 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入札(開札)日時	平成17年03月09日 14時40分

入札(開札)場所	杉並区役所入札室(東棟5階)
入札方法	郵送による。
入札回数	1回(再度入札は行わない)
入札書送付方法	1 入札専用封筒を用い、次のいずれかの方法により郵送すること。 ア 一般書留 イ 簡易書留 ウ 配達記録郵便
入札書到達期限	平成17年03月07日(杉並郵便局に届く期日)
入札保証金	納付免除
契約保証金	納付免除
低入札価格調査制度	適用しない
積算内訳書の提出	1 入札書に同封して送付すること。 2 積算内訳書の用紙は仕様書に同封して送付する。
留意事項	1 最低制限価格を適用し、最低制限価格を下回った場合は失格とする。 2 契約締結日 平成17年4月1日 3 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区政策経営部長 松沼 信夫」とする。 4 封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は、無効とする。 5 入札の立会い 入札参加者の中から3名を選定し、立会人とする。立会いの依頼は、入札日前日3月8日に電話にて依頼する。 6 杉並区公告契約第17-2-7000-000056号から杉並区公告契約第17-2-7000-000059号までの委託案件のうち落札できる件数は2件までとする。

入札経過調書 (委託)

平成 17 年度

契約番号 90000036

契約件名 杉並保健所及び杉並区立保健医療センター等の建物総合管理業務請負

入札日時 平成 17 年 3 月 9 日 午後 2 時 40 分

履行場所 別紙仕様書のとおり

契約金額 23,542,050 円 (税込み)

番号	業者コード 所在地	入札業者名				備考
		第1回金額(円)	順位			
1	10017299 (株) フジクリーン					
	荒川区	23,270,000	36			
2	10016829 東京ビルシステム (株)					
	北区	23,170,000	34			
3	10040959 (株) アイディ日本サービス					
	杉並区	22,421,700	6			
4	10034274 (株) ジンダイ					
	杉並区	22,421,700	6			
5	10015725 (株) 豊栄美装					
	杉並区	23,220,000	35			
6	10017558 (株) リンレイサービス					
	杉並区	22,770,000	24			
7	10033359 (株) サービスエース					
	中央区	22,470,000	12			
8	10018139 (株) アネシス					
	千代田区	23,320,000	37			
9	10043486 ビソー工業 (株)					失格
	板橋区	22,277,880	1			
10	10042633 (株) 日本環境ビルテック					
	文京区	25,496,676	39			
11	10015580 (株) 環境技研					
	杉並区	27,226,350	40			
12	10045497 アルム (株)					
	練馬区	29,657,140	41			
13	10015601 (株) 京王設備サービス					
	杉並区	22,575,500	18			
14	10017183 (株) ニワテック					
	新宿区	22,575,000	17			
15	10015555 (株) オーチャー					
	杉並区	22,970,000	28			
16	10022462 タフカ (株)					
	中央区	22,421,700	6			
17	10017043 日建管財 (株)					
	豊島区	23,020,000	29			
18	10015849 (株) アイビーメンテナンス					落札
	杉並区	22,421,000	5			
19	10017400 (株) 旺栄					
	北区	22,670,000	21			
20	10017337 富士建物管理 (株)					
	千代田区	22,920,000	27			

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第17-2-131-000003号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、条件付一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成17年5月18日

杉並区長 山田 宏

件名	オープン系パソコン（HCL）の賃貸借
業種（営業業種）	賃貸業務
履行場所（納入場所）	杉並区役所本庁舎及び区内杉並区施設
履行期間（納入期限）	平成17年8月5日（金）まで
概要	<p>1) ハードウェア/PC（IBM PC-AT互換） タイプ：ノート型 CPU：Intel Pentium系列 1.6GHz以上、又はAMD Athron/Duron 77 Mの同等以上 RAM：640MB以上 ネットワーク：10/100BASE-T内蔵 補助記憶装置：FDドライブ（内蔵1基） ハードディスク：20Gbyte以上、（内蔵1基） CD-ROM装置：24倍速以上、1基 ディスプレイ：14型（画素1024×768以上）のTFTカラー液晶</p> <p>2) ソフトウェア OS：マイクロソフト社 Windows XP Professional(Service Pack1以上) その他：マイクロソフト社 Office 2003 Standard(Service Pack1以上) Internet Explorer6.0(Service Pack1以上) 復旧用ソフトウェア（媒体用）ライセンス（1650台分） 圧縮ツールソフトウェア（+Lhaca） PDFファイルリーダー（Adobe Reader7.0） デジタルメディア作成・再生ソフトウェア（Quick Time Player） Windows Media Player10.0 NET Framework Version1.1（日本語 Language Pack）SP2以上</p> <p>3) 台数 1650台 4) 予定貸借期間 平成17年9月1日から平成20年3月31日まで（契約は単年度ごと） 賃貸借期間満了後の機器は、業者の負担にて撤去する。</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当して いないこと。 2 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録 された業者で、申請自治体が「杉並区」、営業種目が「賃貸業務」に登録のある 業者であること。 3 引き続き2年以上、当該業種の営業を営んでいること。 4 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこ と。 5 東京電子自治体共同格付がA級を有すること。</p>
申込み期間	平成17年5月18日から平成17年5月20日午後5時（区着信時間）まで。 締切り時間を過ぎてからの着信は無効とする。
申込み方法等	FAX（専用用紙）で申し込む。専用用紙は、本公告下部に添付済み。
入札参加資格の決定	参加資格のない者には、平成17年5月23日までに電話又はFAXで連絡する。 同日までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	平成17年5月25日に仕様書・入札専用封筒等を宅配便（着払い）で送付する。
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注内容に関する質問及び回答は、原則FAXで行う。 2 質疑書は任意の様式とする。 3 質疑書の送付先は、政策経営部情報システム課（FAX番号 3312-6440）とする。 4 受付期間は、平成17年5月30日午後12時までとする。 5 回答は、平成17年6月1日午後1時以降、参加者全員に行う。 6 入札に関する問い合わせは、経理課契約担当（電話 5307-0612）へ連絡する。
入札（開札）日時	平成17年6月9日 午前10時
入札（開札）場所	杉並区役所入札室（本庁舎東棟5階）
入札方法	郵送による。
入札回数	2回まで（初回の入札で落札されない場合には、別途入札方法等詳細を指示する。）
入札書送付方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札専用封筒を用い、次のいずれかの方法により郵送する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般書留 ② 簡易書留 ③ 配達記録郵便
入札書到達期限	平成17年6月7日（杉並郵便局に到着する期日）
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
低入札価格調査制度	適用しない
積算内訳書の提出	必要なし
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 落札の日から5日以内とする。 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区長 山田 宏」とする。 3 入札専用封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は、無効とする。 4 入札書の日付は入札（開札）日とする。 5 前払い金 なし 6 部分払い なし 7 入札の立会い 入札参加者の中から3名を選定し、入札立会人とする。 立会いの依頼は、入札日前日6月8日に電話で依頼する。

入札経過調書 (委託)

平成 17 年度

契約番号 51000122

契約件名 オープン系パソコン(HCL)の賃貸借

入札日時 平成 17 年 6 月 9 日 午前 10 時 0 分

履行場所 杉並区役所本庁舎及び区内施設

契約金額 33,266,100 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	10011525	日本電子計算機(株)						
	千代田区	35,539,700	3					
2	10006785	センチュリー・リーシング・システム(株)						落札
	港区	31,682,000	1					
3	10012734	富士通リース(株)						
	新宿区	32,550,000	2					
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (委託)

平成 17 年度

契約番号 50000504
契約件名 小学校13校臨時常駐警戒業務委託
入札日時 平成 17 年 8 月 4 日 午前 10 時 30 分
履行場所 別紙仕様書のとおり
契約金額 16,425,911 円 (税込み)

番号	業者コード 所在地	入札業者名						備考
		第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10006688 渋谷区	セコム (株) 辞退						辞退
	10006866 新宿区	総合警備保障 (株) 辞退						
3	10008273 新宿区	テイケイ (株) 45,220,000 6						
	10017779 新宿区	(株) セノン 42,597,750 5						
5	10021350 中央区	シンテイ警備 (株) 20,875,000 3						
	10029297 渋谷区	極東警備保障 (株) 15,643,725 1						
7	10038113 杉並区	武蔵警備保障 (株) 50,310,000 7						
	10044180 江東区	(株) トスネット 辞退						
9	10048070 杉並区	(株) 全日保安警備 22,050,600 4						
	10051101 大田区	関東警備保障 16,500,000 2						
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (委託)

平成 17 年度

契約番号 90000045

契約件名 桃井原っぱ広場管理業務委託

入札日時 平成 17 年 3 月 4 日 午前 11 時 15 分

履行場所 仕様書のとおり

契約金額 10,665,847 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名					備考
	所在地	第1回金額(円)	順位				
1	10015601	(株)京王設備サービス					
	杉並区	10,259,000	11				
2	10015717	日誠ビル管理(株)					
	杉並区	10,253,000	8				
3	10015628	ジェイ・ピー・シーサービス(株)					
	杉並区	10,240,000	3				
4	10015725	(株)豊栄美装					
	杉並区	10,249,000	6				
5	10015598	協和産業(株)					
	杉並区	10,251,400	7				
6	10030180	(株)シィトウ・シィ					
	杉並区	10,258,000	9				
7	10015610	京浜企業(株)					
	杉並区	10,258,800	10				
8	10015784	日本環境衛生(株)					落札
	杉並区	10,157,950	1				
9	10015571	(株)オリエントサービス					
	杉並区	10,246,000	4				
10	10015660	(株)清美商会					
	杉並区	10,247,000	5				
11	10015679	(株)創和					
	杉並区	10,270,000	15				
12	10018899	(株)中央					
	杉並区	10,260,000	12				
13	10015580	(株)環境技研					
	杉並区	10,263,000	14				
14	10015776	東京企業(株)					
	杉並区	10,262,600	13				
15	10015792	ヤマト装備(株)					
	杉並区	10,220,000	2				
16							
17							

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (売却)

平成 17 年度

契約番号 80000009
契約件名 ごみ収集車廃車車両の売却 (第3回)
入札日時 平成 18 年 2 月 10 日 午前 10 時 0 分
履行場所 高井戸車庫
契約金額 4,410,000 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10039543	(有) 奥村自動車						
	板橋区	3,150,000	4					
2	10003123	極東開発工業(株)						
	大田区	2,835,000	5					
3	10056804	(株) 土屋オート						
	世田谷区	2,047,500	7					
4	10035785	東輝自動車(株)						落札
	江戸川区	4,410,000	1					
5	10009148	東京トヨペット(株)						
	港区	辞退						
6	10032964	東京日野自動車(株)						
	板橋区	2,205,000	6					
7	10013900	丸富産業(有)						
	江戸川区	3,900,750	2					
8	10031623	(株) モリタエコノス						
	江東区	3,307,500	3					

杉並区立芸術会館建築工事入札について

1 概要

杉並区立芸術会館建築工事（杉並区高円寺北 2 - 1 - 2）

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

規模 地上 3 階地下 3 階 建築面積 1,096.87 m² 延面積 4,977.74 m²

2 入札経過

1 回目 公告日 6 月 28 日 入札日 8 月 2 日

予定価格 1,600,090,000 円

発注方法 区内業者を 1 社以上含む 3 社による建設共同企業体発注

参加資格 区内業者 出資比率 1 位 格付 A 級 実績 5 億円以上

2・3 位 格付 C 級以上 実績

区外業者 ISO 取得

出資比率 1 位 格付 A 級 100 番以内 実績 12 億円以上

2・3 位 格付 A 級 21 番以下または B 実績

最低入札参加者数 2 者

結果 5 JV 申し込み 4 JV 無効 1 JV 辞退

対 応

入札が不調となった案件については、大別して 参加者の資格を見直す 設計・仕様内容を見直す、の 2 つがあるが、第 2 回に当たっては、

予定価格を変えずに再公告をする

仕様書の数量等の記載を明確化する

参加資格を見直す 今回の入札において、区内業者同士の JV となり、区外業者参入の障害となったとの見方もできるため、区内業者要件をはずすとともに、2 社 JV とする。

技術力・調達力のある大手業者の参入を図る

2 回目 公告日 9 月 6 日 入札予定日 10 月 11 日

予定価格 1,600,090,000 円

発注方法 2 社による建設共同企業体発注

参加資格 ISO 取得

出資比率 1 位 格付 A 級 50 番以内 実績 12 億円以上

2 位 格付 A 級で 51 番以下 実績

最低入札参加者数 2 者

結 果 1JV 申し込み
入札成立条件を 2 者以上としていたため入札不成立

対 応

随意契約とせず、一般競争入札として透明性・競争性を確保するため、再度公告する。

予定価格を 1 パーセント上乘せする（日数経過による鉄関係費・運搬費値上がりを反映）

発注方法・参加資格を見直す

JV 結成の日数や業者間の利益調整を除外し、技術力のある業者が参加しやすくなるよう単体発注とし、参加条件（格付順位）を緩和する

3 回目 公告日 9 月 25 日 入札予定日 10 月 25 日

予定価格 1,616,000,000 円

発注方法 単体発注

参加資格 ISO 取得 A 級 90 番以内 実績 10 億円以上

最低入札参加者数 2 者

結 果 3 事業者申し込み 3 事業者辞退

対 応

随意契約とせず、一般競争入札とし透明性・競争性を確保するため、再度公告する。

予定価格を 10 パーセント上乘せする（鉄骨工事の加工組立費および仮設費と製作ものを中心とする価格を調整）

参加資格を見直す。業者が参加しやすくなるよう参加条件（格付順位）を緩和最低入札参加者数を 1 者とする。

これまで 3 回公告を行ったことから、すでに競争がなされており、1 事業者の申し込みとなっても、競争性・公平性等を確保した入札で契約相手を決定できるため

4 回目 公告日 11 月 6 日 入札日 11 月 27 日

予定価格 1,760,000,000 円

発注方法 単体発注

参加資格 ISO 取得 A 級 110 番以内 実績 10 円億以上

最低入札参加者数 1 者

結 果 1 事業者申し込み 予定価格の範囲内で落札